令和6年第2回 飯塚市議会会議録第4号

令和6年6月19日(水曜日) 午前10時00分開議

○議事日程

日程第8日 6月19日(水曜日)

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(江口 徹)

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。13番 田中裕二議員に 発言を許します。13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

質問通告に従いまして、「子宮頸がん対策について」及び「AED推進について」、以上2点の質問をさせていただきます。いずれも過去に数回質問をしておりますので、重複する点もあるかと思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、「子宮頸がん対策について」でございますが、令和4年4月にHPVワクチンの積極的勧奨が再開され、およそ2年がたちました。積極的勧奨再開とともに実施されたキャッチアップ接種も3年間の措置でございますので、本年度末、令和6年度末に終了する予定となっております。令和5年12月14日には、日本産婦人科医会、日本産科婦人科学会、日本医師会は、3者連名で厚生労働大臣に対しまして、「子宮頸がん排除への施策に関する要望書」を提出し、HPVワクチンの接種を推進するために、キャッチアップ接種周知のための措置の充実及び今後の接種状況を踏まえ、必要に応じたキャッチアップ実施期間の延長を要望されております。また、本年2月2日には、厚生労働省は、事務連絡「HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について」を発出し、キャッチアップ接種期間が残り1年となることを踏まえ、対象者に再度の個別通知を行う等、通知を徹底するよう依頼がなされております。

令和6年1月26日に開催されました第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副 反応検討部会では、生まれ年度ごとのHPVワクチンの累積初回接種率の分析データが公表され ました。過去の接種率では80%を超える世代がある一方で、10%にも満たない接種率の世代 もあり、さらには、生まれ年度によっては接種率が大きく異なることが分かりました。特に 2000年度以降生まれの多くの世代では、累積初回接種率が30%を切っており、依然、接種 率の底上げが必要な状況でございます。キャッチアップ接種終了までに集中して、接種率向上に 取り組む必要がございます。

私はこれまでも議会を通じて対象の方への個別通知の送付を要望し、実際に個別通知による周知を実施していただきました。しかし、接種率が依然として低いことには大変驚いております。接種率が上がらない要因といたしまして、HPVワクチンのリスクを心配する声をよく耳にします。厚生労働省が実施したHPVワクチンに関する調査では、「HPVワクチンを接種すると、以前、報道で見たような健康被害が起きるのではないかと思っている。」という問いに対しまし

て、対象者本人の38%、保護者の49%が「非常にそう思う」、または「そう思う」と回答をしております。また、大阪府が実施したHPVワクチン接種対象者に対する意識調査でも、HPVワクチン未接種の娘を持つ親が、娘にHPVワクチンを接種させない理由について、「副反応や後遺症が怖いから」と回答された方が65%で最も多く、本人、保護者ともに60%を超えていたと公表をされております。なかなか上がらない接種率の背景には、こうした過去に報道された健康被害に対する恐怖心や懸念があり、これらが接種率の妨げとなっていることが想定されます。そこで今回、こうした対象者からの不安の声に対する事実確認と本市の今後の対応を確認したいと、このように思っております。

そこで最初にお聞きいたします。この子宮頸がんの現状について、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

全国の子宮頸がんの罹患者数につきまして、国立がん研究センターが公表しております資料で申し上げますと、平成28年から令和2年までの5年間で、平成28年は3万4164人、29年は3万4120人、30年は3万4782人、令和元年は3万4990人、2年は3万2734人でございます。また、死亡者数につきましては、平成28年から令和2年までの5年間で、平成28年は2711人、29年は2795人、30年は2871人、令和元年は2921人、2年は2887人となっております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

今のご答弁によりますと、子宮頸がんを罹患されていらっしゃる患者さんが大体年間3万2千人から3万4千人、死亡者は年間2800人前後と、このようになっております。

それでは、子宮頸がんの予防について、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

子宮頸がんの予防につきましては、飯塚市は大きく分けて2つの事業を実施いたしております。 1つ目はがん検診でございます。通常の集団検診と一定の年齢、これは21歳を対象としたクーポン券発行による個別検診を案内することで、がんの早期発見による早期治療につながるよう、検診事業を実施いたしております。2つ目ですが、ワクチンの予防接種でございまして、対象となる年齢の女子のお子さんがいる保護者向けに案内し、ワクチンの接種による予防を勧めております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

子宮頸がんの予防として、今、ご答弁がありましたがん検診とHPVワクチンの予防接種の 2つがあるということでございます。最近では、テレビCMでもあっております。子宮頸がんは 予防できるがんだと。いつかではなく、今だと。このようなCMで流れております。

そこでお尋ねいたしますが、初めにHPVワクチンについて、お尋ねいたします。日本で承認されているHPVワクチンはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

小学6年生から高校1年生相当の女子は予防接種法に基づく定期接種として、公費によるHP

Vワクチンを接種することができます。現在、公費で受けられますHPVワクチンは3種類ございまして、2価ワクチン、4価ワクチン、9価ワクチンがございます。一定の間隔を空けて、同じ種類のワクチンを合計2回もしくは3回接種いたします。

2価ワクチン及び4価ワクチンは、HPVの中でも子宮頸がんを起こしやすい種類であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができます。そのことにより、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぐものです。9価ワクチンは、HPV16型と18型に加え、その他の5種類の型の感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80%から90%を防ぐものでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

ご答弁の中で、9価ワクチンは子宮頸がんの80%から90%を防ぐということでございます。これ、数年前に承認された9価ワクチンでございますが、それでは、市民の対象者への通知を、どのように実施されているのか、恐らく個別通知をされていると思いますが、確認の意味でお聞きいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

令和6年3月に、ご本人宛ての接種勧奨に啓発資料を同封いたしまして、個別通知を行っております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

HPVワクチンは約9年の積極的勧奨差し控えの間、様々な検討を経て、積極的勧奨が再開となりました。先ほど申したとおりでございます。積極的勧奨の再開に関する説明は、行政用語や専門的な用語が含まれており、市民には非常に分かりにくいと思いますので、確認させていただきます。今、国は対象者にHPVワクチンを接種することを勧めているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

厚生労働省は、接種部位以外の体の広い範囲で痛みが続く症状などが社会問題となり、2013年6月に定期接種を続ける一方、適切な情報提供ができるまでは積極的勧奨を控えるとしました。2021年11月、国内外の知見を踏まえ、HPVワクチン接種について検討してきた厚生労働省の審議会は、ワクチンの安全性に特段の懸念はなく、接種の有効性は副反応のリスクを上回ることから、今後も安全性の評価を続け、接種後の症状を診療する医療体制を整えることで、積極的勧奨の再開が妥当と判断されております。

しかし、接種は強制ではなく、あくまでもご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。接種を望まない方に接種を強制することはありません。また、接種対象者やその保護者の同意なく、接種が行われることはございません。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

積極的勧奨の再開が妥当ということでございますが、それでは、本市のHPVワクチンの接種率、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

積極的勧奨を控える前までの国の接種率は70%を超えておりましたが、差し控え期間中の接種率は大幅に落ち込んでおります。本市の接種率ですが、1回以上接種された方で、積極的勧奨を差し控えた平成25年度の接種率は10%となっております。以降、勧奨を差し控えた結果、平成29年度には受診率は1%まで低下いたしております。令和2年度から直近の4年間の接種率でございますが、令和2年度が対象者3230人、接種率が3.3%です。3年度が対象者335人、接種率22.1%、4年度が対象者3298人、接種率は19.4%、5年度が対象者3392人、接種率は16.1%となっております。また、キャッチアップ接種でございますが、令和4年度からでございまして、令和4年度が対象者5052人、接種率が12.7%、5年度が対象者4955人、接種率が13.4%となっております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

今のご答弁によりますと、積極的勧奨を控える前は70%を超える接種率であったのが、積極的勧奨を控えた平成29年度には1%まで低下して、それから積極的勧奨を再開した後も、20%前後で推移している。キャッチアップ接種は十二、三%と、このような、接種勧奨以前と比べるとまだまだ低い接種率であろうかと思っております。その原因といたしましては、最初に言いましたように、副反応が怖いからという声が本当に非常に多いのではないかと、このように思っております。それが、このHPVワクチンについては、副反応の問題が取り沙汰されておりますが、この副反応の症状で「多様な症状」という紹介をされておりますが、この「多様な症状」とはどのような症状を指しているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

ワクチンの接種を受けた後に、広い範囲に広がる痛みや手足の動かしにくさ、不随意運動、これは動かそうと思ってもいないのに体の一部が勝手に動いてしまうこと、などを中心とする多様な症状が起きたことが報告されております。この症状は専門家によれば、機能性身体症状、これは何らかの身体症状はあるものの、画像検査や血液検査を受けた結果、その身体症状に合致する異常所見が見つからない状態であると考えられております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

今の説明による副反応でございますが、この副反応の多様な症状とHPVワクチンによる直接の因果関係があったのか、この点はどのようにされておりますか。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

HPVワクチン接種後の局所の疼痛や不安等が、機能性身体症状を起こすきっかけになったことは否定はできないが、接種後1か月を経過してから発症している人は、接種との因果関係を疑う根拠に乏しいと、専門家によって評価されております。また、同年代のHPVワクチン接種歴のない方においても、HPVワクチン接種後に報告されている症状と同様の多様な症状を有する方が一定数存在することが明らかとなっております。このような、多様な症状の報告を受け、様々な調査研究が行われておりますが、ワクチン接種との因果関係があるというような証明はなされておりません。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

今の答弁の最後のところ、ワクチン接種との因果関係があるという証明はされていませんと、このようなご答弁でございますが、ただ、この世代へのワクチンの有効性が示されているのか、海外を含め、HPVワクチンの効果について、どのように評価されているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

先ほどの答弁と重複いたしますが、HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えが解除される際、 国内外の知見を踏まえ、HPVワクチン接種について検討してきた厚生労働省の審議会では、接種の有効性は副反応のリスクを上回ると評価しております。また、海外におきましても、ワクチンの有効性については、イギリス、スウェーデン、デンマーク及びオーストラリアにおいて子宮頸がんの罹患リスクを低下させたという報告が見られ、特に若い世代で効果の高い傾向が認められておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

この若い世代へのワクチンの有効性が評価されており、また、海外においても若い世代への効果が高いと言われているとのことでございますが、積極的勧奨の差し控えには、社会問題となった副反応のことを不安に思っていらっしゃる保護者の方が多くいることはもう事実だと思っておりますし、最初にそのように述べさせていただきました。

そこで、その不安を払拭するために、市ではどのような情報提供をされているのか、お尋ねい たします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

ワクチンの接種では、副反応による健康被害が極めてまれではあるものの不可避的に発生することの説明や、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定しましたときには、予防接種法に基づく救済として、医療費、障害年金等の給付が受けられることを、接種の通知に併せて説明いたしております。

HPVワクチンに限らず、予防接種におきましては、ワクチン接種による有効性とリスク等について、ご確認、ご理解いただいた上で接種の判断とされるようご説明し、情報提供を行っておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

それでは、未接種者への対応をどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

厚生労働省が発行いたしておりますリーフレットを啓発資料として同封いたしまして、個別通知を行っております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

分かりました。

次に、キャッチアップ接種についてお尋ねいたします。積極的勧奨の再開と併せまして、キャッチアップ接種も開始されております。以前にもお聞きしておりますが、キャッチアップ接種制度の説明をお願いいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

HPVワクチンの予防接種におきまして、通常の定期接種の対象年齢の間に積極的勧奨が行われず接種の機会を逃した方に、改めて公費でワクチンの接種機会を提供することを「キャッチアップ接種」と言っております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

それでは、このキャッチアップ接種の対象者、また、市の周知方法について、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

平成9年度から19年度生まれの女性で、接種が完了していない方に啓発資料を同封し、個別に通知を行っているところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

このHPVワクチンは3回の接種が必要でございますが、公費で接種するには、1回目の接種 はいつまでに接種しなければならないのか、また、それに併せまして、市がどのような通知をさ れているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

HPVワクチンは3回接種する必要があり、完了までにおよそ6か月かかります。自己負担なく公費で接種するためには、少なくとも令和6年9月に1回目の接種をする必要がございます。 夏休みを利用して1回目の接種を行う方もおられますので、7月に勧奨通知の発送を予定いたしております。キャッチアップ対象者の中には、進学等で県外にお住まいの方もおられます。県外で接種される場合には、接種費用を一旦立て替えていただきまして、市から払戻しを受ける県外医療機関の定期予防接種助成金制度もございますので、併せて通知いたしておるところでございます。

キャッチアップ期間の令和7年3月末を過ぎますと、任意接種をすることも可能ではございますが、3回の接種で9万円近くかかり、負担が大きくなりますので、接種を希望される方が期間内に接種できるよう、周知に努めておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

1回目の接種は少なくとも令和6年9月には1回目を接種しないと間に合わないということでございましたが、これは通常の定期接種でも、最終年度、高校1年生相当の対象者も同じだったと思います。そう考えますと、あまり日にちはございませんので、漏れなくしっかりと周知していただくような取組をお願いいたします。

また、最初に言いましたように、国に対しましても、3者連名でこのキャッチアップ接種の延長をしていただきたいという要望を出されておりますが、なかなかそれは実現には時間がかかると思っておりますので、しっかりと漏れなく、周知をしていただくようにお願いいたします。

続きまして、子宮頸がんの検診についてお尋ねいたします。この子宮頸がん検診の受診率について、どのようになっているのか、直近の受診率の推移をお尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

子宮頸がん検診の受診者数及び受診率の全国平均及び県内平均につきましては、最新の令和3年度の数値で申し上げますと、全国平均で15.4%、県内平均で14.3%となっております。一方で、本市におけます子宮頸がん検診の受診者数及び受診率でございますが、令和元年度が受診者数1639人、受診率5.8%、2年度が受診率1329人、受診率5.3%、3年度が受診者数1775人、受診率が5.6%、4年度が受診者数1818人、受診率6.5%、5年度が受診者数1828人、受診率6.7%となっており、全国平均及び県内平均より低い受診率で推移をいたしております。

なお、本市の受診率の推移といたしましては、令和2年度及び3年度に、新型コロナウイルス感染症の影響により若干低迷いたしましたが、4年度以降は増加に転じておるところでございます。また、先ほど申し上げました受診者数のうち、無料クーポンを利用して子宮頸がん検診を受診された方は、令和元年度が52人、2年度が79人、3年度が63人、4年度が53人、5年度が49人となっており、直近5年間の無料クーポン利用率でございますが、令和元年度が9.0%、2年度が15.3%、3年度が10.8%、4年度が10.1%、5年度が8.8%となっております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

無料クーポン券の利用率にしても10%前後、非常に低いなと、このように思います。この受診率向上に向けてどのような取組をされているのか、工夫など、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

受診率向上に向けた取組といたしましては、がんの集団検診におきまして、女性が受診しやすい環境を整える方策といたしまして、受診者を女性だけに限定する「レディースデイ」や仕事帰りにでも受診できる「ナイト検診」を行っております。併せまして、お子さんを預けられる託児も実施いたしております。また、令和5年度より、がんの集団検診の申込みがLINEやウェブで予約できる環境を構築いたしまして、24時間予約が可能となり、利便性の向上に取り組んでおるところでございます。広報活動といたしましては、広報いいづかへの掲載をはじめとし、交流センターだより、SNS、市ホームページの掲載を行っており、併せて、女性向けの健康教室におけるチラシの配付等も行っております。

また、昨年度は予約なしでも受診できる試みといたしまして、検診事業者協力の下、「みんなの健幸・福祉のつどい」の会場におきまして、子宮頸がん、乳がん、肺がんの3台の検診車を配

置し、予約なしでもがん検診が受診できる環境を提供することで、受診率の向上に取り組んでおるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

子宮頸がんは予防できるがんでございますので、最初のご答弁でもありましたように、日本の罹患者は年間で3万2千人から3万4千人、死亡者が年間約2800人と、このような方を一人でも減らすような取組をしっかりとしていただきますように要望いたしまして、この質問を終わります。

続きまして、「AED推進について」、お尋ねいたします。本庁舎のAEDの設置状況につきましては、1階と5階の2か所に設置しているとのことでございますが、8階建ての本庁舎で2台の設置だけというのは少な過ぎるのではないかと、私はそのように思っております。私は各階に1台置くべきであろうと、このように思っておりますが、その後、この設置数の検討はされたのか、されたのであれば、どのような結果が出たのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

市役所本庁舎におきましては、来庁者が多い1階と中層階である5階にAEDを設置いたしております。一般財団法人日本救急医療財団により出されております「AEDの適正配置に関するガイドライン」におきまして、心臓停止発生から長くても5分以内にAEDによる措置が可能な場所への設置が望ましいとされておりますことから、本市といたしましては、分かりやすくアクセスしやすい場所として、1階の正面玄関前と5階のエレベーターホールに設置を行っておるところでございます。さらに、AEDが必要な事案が発生した場合には、適切な対応、措置を可能とするため、設置場所付近の職員への通報によって、AED設置場所付近の職員が速やかに現場にAEDを届けられるような連携体制等を整備することにより、この2台での稼働を進めておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

では、実際にこの2台で足りているのかどうか。これは使った実績がないので分からないんですよね。恐らく足りるだろうと思って今のご答弁だと思いますが、実際、そのような事例が発生したときに、2台では足りなかったよねといったときには、もうその方は亡くなっているということなんですよ。ですから、これ、万が一そういったふうなことが起こったときに、もうちょっと増やすべきだったと思っても、これ、もう手後れでございますので、これはしっかりと備えていただきたいというのが私の思いでございます。

それでは、このAEDを設置するためにどのくらいの費用がかかるのか、AEDの本体1台でどのくらいの価格なのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

AEDの本体価格につきましては、メーカーに確認いたしましたところ、機種や購入台数にもよりますが、およそ1台当たり30万円から40万円となっておりました。また、ランニングコストとして、本体につきましては耐用年数の8年ごとに交換が必要で、電極パッドにつきましては1万円相当ですが2年ごとに、バッテリーにつきましては4万円相当ですが4年ごとに交換が必要となっております。したがいまして、AEDを維持するためには、耐用年数の8年間で1台

当たり37万円から47万円ほど必要になると思っております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

ただいまのご答弁によりますと、1台当たり30万円から40万円ということでございますが、8階建ての庁舎で、今、2台あります。残り6台。この6台でも、最初の初期費用、1台40万円としても240万円なんですね。あとはランニングコスト、若干のコストがかかりますが、そのくらいで設置ができます。そのようなことを踏まえて、各階に1台置く検討はできないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

AEDの設置場所並びに設置個数等につきましては、質問議員からも再三、ご提案をいただいており、当市といたしましても設置場所を中層階へ移し、職員の連携体制について整備を行ったという経過もございます。そういった中で、多数のAEDを管理することになりますと、初期費用、ランニングコストと併せて、性能を維持するための部品の交換にかかる管理コストも考えなければなりませんし、多くの機材を管理することでの弊害も出てまいる等の懸念もございます。先ほど申し上げましたとおり、事象が発生した現場に、速やかにAEDを届けられるような連携体制等をさらに整備していくことにより、現状の体制を維持したいというふうに考えております。また、先ほど申しました公益財団法人日本心臓財団のホームページによりましたら、AEDが300メートルごとに設置されておれば、5分以内に除細動が可能であるという記述もございますので、本庁舎での配置はそれを満たしておると考えておりますので、連携体制等をしっかり整備することで現状維持したいというふうに考えております。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

今、部長が言われました300メートル以内に設置されていると5分以内で除細動が可能となると、このようにされているということでございますが、それはあくまでも、そういうことが可能であるだろうということでございますので、実際それができるのかどうかというのは、これはまだ分からないんですね。ですから本当に、備えあれば憂いなしと言いますように、この問題が予算——、何というか、しっかり備えていただきたいなと思うんですよ。どうもさっき言いましたように、240万円の初期費用で全フロア設置できる。それを設置を——、変な言い方すれば、設置をしないということは、予算の関係でそう言われているような気がしてなりません。お金が大事なのか、人の命が大事なのかということだと思います。

実際にAED、全国見ても、AEDの95%は実際に使用されていないという統計も出ております。AEDを使用するような事例がないほうが望ましいのは望ましいんですけれども、これがもしAEDが使われたとすれば、1人の命を助けることができたということにもつながってくると思うんですね。そう考えましたら、必要のないAEDを、予算をかけて置くのはどうかなという思いも分からないことはありません。理解はしますけれども、もしそのようなことがあって、さっき最初に言いましたように、数を増やしておけば、この人は助かったのにねということがないような備えをしていただきたいと、このように思っておりますので、助かる命が助けられなかったということがないように祈っております。

次に、夜間の使用についてお尋ねいたします。これは前回の一般質問で話をさせていただきました。公共施設は、休日夜間は閉まっておりますので、その際、利用できるように検討をお願いしますと、このように要望しておりました。検討されたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹) 福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

AEDの夜間利用につきましては、さきの一般質問におきまして、屋外設置の可能性について検討し、天候の問題、温度の問題、盗難の問題等を挙げさせていただいておりました。先進地を調査いたしましたところ、ファンやヒーターつきの屋外ボックスを使用している例でございますとか、盗難防止用に扉が開くと警告ブザーが鳴るものや防犯カメラを設置している例がございましたが、屋外である関係上、いたずら等による破損の懸念については、解決につながる手法は確認できておりません。このことから、屋外設置につきましては課題がございますため、その他の夜間利用の手法といたしまして、高齢者施設等の入所施設にあるAEDの活用、貸出しのご協力について、検討いたしておるところでございます。現在までの進捗状況といたしましては、高齢者施設等対象となる施設をリストアップし、緊急時の夜間の貸出しと協力をお願いできないか、各施設への意向調査を実施しまして、結果の取りまとめを現在行っているところでございます。取りまとめた後は、協力いただける施設につきましては、市ホームページ等で公表してよいか、施設の意向を改めて確認させていただきまして、市民への周知ができるよう、進めておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

ただいまの答弁によりますと、屋外にAEDを設置することによって、いろんな問題が懸念さ れると。その懸念の解決につながる手法の確認はできていないので、屋外の設置は難しいという 答弁だと思います。そのために民間施設の高齢者施設にお願いをしているところだという答弁で ございますが、ここで、実際の事例を紹介をさせていただきます。少し長くなりますがよろしく お願いいたします。これはNHK宮崎ウェブ特集の内容でございます。40代の男性が夜10時 過ぎに母親と自宅でテレビドラマを見終えたところで倒れられました。母親はすぐに近所の人に 電話をかけて助けを求めました。元消防団の人がいて、心臓マッサージをしてもらって、みんな で近くのAEDはどこだということになったそうでございます。集落の30世帯余りの住民総出 で近くにあるAEDを探しました。その中で、車で5分ほど離れた学校に置いてあったことが分 かり、近所に住む女性がAEDを取りに駆けつけました。学校に到着すると、玄関には鍵がかか っており、自分の車にあった緊急脱出用のハンマーを使い、何度もガラスを割ろうとしましたが、 強化ガラスは割れず、AEDは取り出せませんでした。結局、AEDが使われずにこの男性は亡 くなったんですね。AEDを取りに行った女性は自分がAEDを取り出すことができていれば結 果が変わっていたのではないか、当時を振り返ると心が引き裂かれる思いがすると、今でも思っ ていらっしゃるようです。また、自分たちは最善を尽くせたのかと、その思いが今も遺族や地域 の人たちを苦しめているようです。母親は、AEDがあれば息子は助かっていたかもしれないと いう気持ちは今でもあります。使ったけれども間に合わなかったということであれば少しは納得 できて、今みたいな気持ちもなかったのかもしれませんと、このような話をされているようでご ざいます。

地域に開かれたAEDを実現するにはどうしたらよいのか。先ほどの学校ではこの一件の後、玄関のガラスをあえて割りやすいものに変更して、緊急時には取り出せるようにされたそうです。また、宮崎市のある中学校では、設置場所を学校の外に移したそうでございます。全国でも、茨城県龍ケ崎市、富山県滑川市、神奈川県茅ヶ崎市、三重県津市、埼玉県三郷市、埼玉県草加市、その他多くの自治体で、小中学校のAEDを屋内から屋外に移設をされております。先ほど先進地を調査したと、このようなご答弁がございましたが、よそができているのに飯塚市ができない、そのような理由はどこにあるのか、どのような取組を実際に先進自治体ではされているのかとい

うことをしっかりと検討していただき、また、再度、屋外移設を検討していただきたいと、このように思います。

続きまして、民間施設への設置についてでございますが、先ほど、高齢者施設への設置のお願いをしているという答弁がございましたが、前回の質問で私は、コンビニエンスストアへの設置について、先進自治体では設置しているところもございますと、このようなこともできないのか検討していただきたいと、このように要望しておりましたが、この検討の状況をお尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

コンビニエンスストアの設置につきましては、先進地の調査結果におきまして、行政が設置し、コンビニエンスストアの店員から貸出しをしていただく例がございました。市による民間施設、コンビニエンスストア設置につきましては、新たな費用が生じますことから、現在のところ、設置済みのAEDの活用を優先し、高齢者施設等にご協力いただくことで、AEDの夜間利用を進めるべく、事業を進めておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

コンビニエンスストアにAEDを設置すれば、相当の数が必要になることは分かります。ただ、コンビニエンスストアは幾つもありますので、全部ということではなくてもいいんですが、ただ、本庁舎に6台つけるのとは訳が違う数であるということは十分理解をしております。しかし先進地で、そういうところもあるんです、確かに。ですから、じゃあ予算はどうしているんですかということをお聞きすることもできるでしょうし、国や県あたりにそういったふうな補助金とかがないのかを調べる、または要望する、そういうこともできるかと思います。とにかく何とかしてできないのかという姿勢を見せていただきたいと、このように思っております。ですから、本当にさっきも言いましたように、お金の問題ではなくて、人の命に直接関わるものでございますので、しっかりと、どうすればできるのかということを考えながら検討していただきたいと、このように思っております。

次に、女性への使用の配慮についてお尋ねいたします。前回の質問で、AEDを女性に使用する場合において、三角巾等を配備して、配慮していただきたいと、このような質問をさせていただいておりましたが、その後どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長(江口 徹)

福祉部長。

○福祉部長(東 剛史)

女性にAEDを使用する場合に、胸元等を隠す三角巾等を各AEDに配備してもらいたいという要望でございました。こちらにつきましては、胸元等を隠す物としてタオルを準備し、そのタオルの入れ物に女性へのAEDを使用する際の注意点でございますとか、使用方法を記載している図を貼り付け、公共施設等に設置しておりますAED全てに昨年度配備をいたしておるところでございます。

○議長(江口 徹)

13番 田中裕二議員。

○13番(田中裕二)

もう設置されているということでございますので、安心いたしました。本庁舎の設置、そして、 夜間の設置、民間施設の設置ができない中で、三角巾だけは実施していただきまして、ありがと うございました。 再三申し上げますけど、AEDは交通事故や各種イベント等で不慮な事故等が発生した場合、AEDの設置している台数、場所、また、それを使えるかどうか、そういったふうなことで助かる命がございます。執行部の皆様方にもAEDの活用により助かる命が少しでも多くなるような取組を、今後も継続して取り組んでいただきますように要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(江口 徹)

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時59分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。16番 土居幸則議員に発言を許します。16番 土居幸則議員。 ○16番 (土居幸則)

事前通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。私からは、今回2つのテーマについて、1つ目は「公共施設におけるトイレの在り方について」、2点目は「就学援助制度について」、お尋ねします。どちらも日々の生活に関係し、影響のあるものですので、ご理解のほどよろしくお願いします。

それでは、1点目の「公共施設におけるトイレの在り方について」ですが、この件については、 以前にも同僚議員の方からのご質問があったかと思いますが、私からは再確認とその後の変化や 流れについてお伺いします。公共施設と申しましても、その用途や規模、目的についても多種多 様であり、漠然としますので、今回はなじみがあり、身近な市役所を例にさせていただきます。

施設においては、それが民間であれ、公共であれ、その利用目的に対しての面積や空間の大きさ、広さというものが必要になります。大きなイベントや災害時において、仮設の施設等では長蛇の列がトイレに並ぶ姿をいまだによく見かけます。曜日や時間帯等で利用者数に違いがあるかとは思いますが、適切に利用していただくためには、需要と供給のバランスを考慮して配置する必要がございます。私見ではございますが、高速道路を利用した際に感じるのですが、パーキングやサービスエリアにおけるトイレの便器の数は多いなと、ふと思うことがあります。男性の場合は時間があまりかからないので、余裕を考慮しての便器の数の配置なのかなとも思うこともありますが、逆に、劇場や百貨店などでは、あれ、いっぱいだなあと感じることがございます。あくまでも私個人の感じ方ですので、違いはあるかと思いますが、そこで、基本的なトイレの設置基準、法令、考え方等について、お伺いいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

公共施設のトイレの数や使用等に関しましては、労働安全衛生法に定められている基準のほか、 空気調和・衛生工学会等の技術資料や、福岡県福祉のまちづくり条例等を参考に建物の利用用途 や利用人数に応じて、現状におきましては整備を行っているところでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

今、ご答弁いただいたように、いろいろな法規や条例に基づき、適切に整備されることが重要だと感じております。近年の公共トイレ整備に関する基本認識と方向性については、まず、排せつは年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、人間にとって生命を維持するために不可欠な行為

であります。また、そのために、誰もが快適に利用できる公共トイレを整備していくことは、移動範囲を広げるための重要な要素でもあります。さらに、現代では、トイレは排せつ目的だけではなく、ストレスの多い社会において、安心して安らげる空間であることも求められております。さらに、トイレ空間の快適化による顧客満足度の向上の観点から、駅や空港などの旅客施設や百貨店やショッピングセンターなどの商業施設、また、観光振興の観点から、観光地においても公共トイレの新設や大規模改修が行われてきております。

そこでご質問ですが、現状の施設において、課題、問題点等があればお伺いいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

本庁舎における課題についてを答弁いたしますが、本庁舎が新しく建設されまして、まだ 10年たっておりませんけれども、現状におきましては、本庁舎のトイレに関しましては、特段 のご意見などを市民の方から頂くことはございませんので、重大な問題点については認識をして いないというところでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、トイレの箇所数やタイプについては、用途において様々あるかと思いますが、本庁舎におけるトイレの分類について、お伺いいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

市役所本庁舎に設置しておりますトイレは、男性用トイレ、女性用トイレ、それから多機能トイレの3種類がございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、便器についてですが、今は洋式が主流ではございますが、和式、洋式それぞれありますが、それらの特性と現状についてをお伺いいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

洋式、和式の違いでございますが、例えば、洋式便器におきましては便座がございますので、しゃがむという行為が必要ありません。よって、体の負担が軽減されるという特性がございます。対しまして、和式便器には便座がございませんので、しゃがむという行為が必要でありますが、他人が使用した便座に接触しなくていいといった特性もございます。質問議員もご経験されていると思いますが、現時点におきましては、もともと我が国の便器は和式のトイレが多数を占めておりましたけれども、現状におきましては、ほぼ洋式トイレを使用しているご家庭並びに施設が多いのかなというふうに考えております。本庁舎におきましての設置状況につきましては、庁舎北側各フロアの男性用トイレ、女性用トイレに、それぞれ1つずつ、和式便器を設置しているという状況でございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

我々昭和の時代は、どの家庭も和式が多く、それが当たり前だと思っておりましたが、価値観

や生活スタイル、時代の流れで、それもさま変わりしてきてまいりました。公共トイレの整備に関する経緯につきましても、駅、公園などにおいて、和式便所を中心とした整備がなされてきました。しかし、和式便器であることや、入り口に段差があるなどのバリアがあったことが、高齢者や車椅子使用者の外出を阻害する要因の一つとなってきました。一方で、障がい者の社会参加を求める声が高まる中で、1980年代から一部の地方公共団体において、車椅子使用者専用トイレの整備がなされたものの、設置数が少ない上に、整備されたとしても鍵がかかっていたり、利用者が少ないために物置に使われていたということもありました。1990年代から、建築物、公共交通機関等におけるバリアフリー関係の法制度が制定され、車椅子使用者用トイレの整備が徐々に進んできました。その後、トイレ空間の利用効率を上げるために、2000年代から車椅子使用者トイレ内におむつ替えシートを設置するなどとした多機能トイレが整備されるようになりました。しかし一方で、一般トイレ部分については、洋式化が進んだものの、特段のバリアフリー化の配慮がなされない状況が続きました。さらに近年、高齢者の増加や障がい者の社会参加、子ども連れの外出機会の増加が進むなど、公共トイレを取り巻く環境が変化しているにもかかわらず、多機能トイレ1か所のみに数多くの設備を詰め込んだ施設が多いことから、多機能トイレへの利用集中が進むことになったのが今現在の状況ではないかと思われます。

そこで、新しいトイレの形態として、「オールジェンダートイレ」といったものがありますが、 どのような配慮から発想されたものか、また、その成り立ちの経緯や類似する多機能トイレとの 違いなどについて、教えてください。

○議長(江口 徹)

市民協働部長。

○市民協働部長 (小川敬一)

「オールジェンダートイレ」とは、性別や性自認に関係なく、誰もが利用できるトイレ施設というようなことでございます。この形態のトイレは性的マイノリティーの方や異性の要介護者を連れた方など、従来の男女別トイレでは、不便や困難を感じる人々への配慮の下、ジェンダーアイデンティティーの多様性を受け入れる意識の高まりを背景に海外での導入が広がり、日本でも設置の動きが現れてきているものでございます。

一方で、多目的トイレにつきましては、利用者の性別を分けていないものが多い点ではオールジェンダートイレと類似しておりますが、先ほど質問議員が言いました車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加え、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車椅子使用者だけでなく、高齢者、お子様連れの方など、多様なニーズを持つ方が利用できるトイレとなっておりまして、身体に障がいを抱えた方への合理的配慮の考え方の広がりから、国内においても多くの公共施設で整備がされております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

多機能トイレについては、利用者の要望等を背景に充実した整備がなされてきたということで、 非常に喜ばしいことだと思います。公共トイレ空間整備の方向性については、利用者の特性や人 数を踏まえた適切な整備がより大切かと思います。今後も高齢者、障がい者、子ども連れなどの 社会参加が求められるとともに、特に高齢者の増加に対応していくことは必須になると思います。 これらの利用者が外出する環境整備にとって、快適に利用できる公共トイレの整備は重要かつ不 可欠な要素になります。多様化する利用者の特性や人数を踏まえた適切なトイレを整備すること により、多機能トイレと併せて、快適な公共トイレ空間を整備していく必要があると思います。 そこで、本庁舎での設置状況について、お伺いいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

市役所本庁舎における設置状況につきましては、1階に男性用トイレ、女性用トイレ、多機能トイレを各2か所ずつ、それから、2階から8階までの各フロアにそれぞれ各1か所、合計で男性用トイレ、女性用トイレ、多機能トイレ、各9か所、合計27か所のトイレ設置をいたしておるところでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、設置コストやスペースについて、お伺いいたします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

オールジェンダートイレにつきましては、設置の規模とか、あるいはその設置条件等の定義が 現状でははっきりしておりませんので、いわゆる設置に関しては通常のトイレ設置費に準ずるも のだというふうには考えておりますけれども、本市におきましては具体的な計画もございません ので、私どもといたしましては、費用については、はっきりとしたものは持ち合わせていない状 況でございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、本庁舎におけるオールジェンダートイレに関する本市の考え方、方向性等がございましたらお教えください。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

オールジェンダートイレにつきましては、性別に関係なく誰もが使えるトイレといったことになろうかと思いますが、具体的な設置基準等は示されていないと認識をしております。本庁舎に関しましては、どなたでも使用していただけるトイレとして、各フロアに多機能トイレを設置いたしております。全国的に見るとその多機能トイレが混雑するといったような課題も存じておりますけれども、本庁舎におきましてはそういった課題を持っておりませんので、設置に関しては、現状においては検討いたしておりません。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

設置はされてないということですが、今後はどのような取組を考えておられるのか、お伺いい たします。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

今後におきましても、例えば、設置基準とか国の方針等が決まりまして、それぞれの政策部署において検討がなされました際には、その方針に沿って取組を進めるといったことになろうかと考えております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

オールジェンダートイレについては、メーカーをはじめ、大学や民間企業、その他での導入が始まっております。近隣では、令和5年に開校した嘉麻市立稲築東義務教育学校においては、性的マイノリティーやジェンダーへ配慮し、校舎2階では男女トイレともに全て個室トイレを設置し、間仕切り壁は鍵つきのスライド仕様とされておられるそうです。また、将来的にその壁を開放することで、性別に関係なく誰もが使えるトイレとして使えるようにしており、運用の変更に伴っては、ピクトサインも取り外しが可能になっているとのことです。その他、ジェンダーの視点から、色彩を男性は青、女性は赤とはせず、柔らかなイエローやグリーンが床材に採用されているとのことでした。こういった先駆的事業については、まだまだ議論の余地があることは否めません。

東京都新宿区にある東京歌舞伎町タワーでは、多様性を認める社会の実現を目指して設置された、性別にかかわらず利用できるトイレが、批判を受けてなくなったとのことです。設置当事者や専門家は、もっと配慮が必要だったが、今後も設置が求められると指摘されてあります。改修前のトイレを利用したことがある都内のトランスジェンダー女性は、性の多様性に配慮した新たな形のトイレを設ける取組自体はよかったが、批判を受けて施設側が男女別に改修したのは残念だとのコメントがあっているそうです。障がいのある子どもや高齢者の介護で異性トイレを利用しづらいなど、男女別トイレだけでは困る人たちがいる一方で、設置時に広い場所が必要となる多目的トイレは、予算面などから数が少ないのが現状で、オールジェンダートイレの設置は広い意味でもバリアフリー化につながり、今後も求められるとの見解もございます。何事も最初は失敗や反対から始まるのが常でありますが、いろいろな批判やご意見もあるかと思われますが、時代の多様性に即した判断をしていただけることを期待して、この質問を終わります。

続きまして、「就学援助制度について」、ご質問させていただきます。子どもが成長するに当たって、そこに家族の生活基盤の影響があるのは言うまでもありません。特に教育において、負担的に高等教育以上の進学費用の捻出という点で、その影響は明らかであります。義務教育段階においても、家族が子どもの教育にどれだけ投資できるかが、子どものその時点での学力やその後の教育達成の鍵となってまいります。すなわち、家族に所得格差があるとしたら、それは子どもの教育達成の不平等へとつながってしまうことになってしまいます。そして、現実には家族間に厳然たる所得格差が存在し、その結果、子どもの教育費として支出できる額は相当に異なってまいります。低所得世帯にとっては、学校外教育投資が非常に大きな負担であることが想像できます。こうした点を考慮して、子どもを持つ家族に対して経済的支援を行う様々な制度がございますが、その一つがこの就学援助制度だと認識しております。この制度設立の経緯とその背景については、昭和初期に当時の内務省、現在の厚労省と現在の文部科学省によって推し進められたとのことですが、本市では、第3次飯塚市教育施策の大綱におきまして、基本施策として、学びのセーフティーネットの構築という形で、就学援助等の充実を図っていただき、非常にありがたいことだと感じております。

そこで、就学援助制度の概要について、また、就学援助制度の目的について、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

就学援助制度の目的については、飯塚市内に住所を有し、飯塚市、国もしくは都道府県が設置する小中学校に在籍する児童生徒のうち、経済的理由によって学用品などの支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、この就学援助制度の対象者についてですが、どのような方が該当するのか、お示しください。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

先ほどの答弁と重なりますが、対象者は飯塚市内に住所を有し、飯塚市、国もしくは都道府県 が設置する小中学校に在籍する児童生徒の保護者が対象となります。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、その制度の認定基準についてですが、要保護や準要保護児童が主たる対象かと思われますが、具体的な収入の目安についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

認定基準につきましては、保護者が属する世帯の所得額が申請年度の生活保護法の基準値に1. 5を乗じて得た額未満というふうにしております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは次に、就学援助の内容、費目についてですが、予算規模や各自治体による違いはあるかと思いますが、本市にはどのような援助があるのか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

本市の就学援助制度におきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基に、学用品扶助費や入学準備扶助費の援助額を設定しております。医療扶助費、修学旅行扶助費、給食扶助費及び校外活動扶助費の援助額は、対象経費の実費のほうを支給しているところでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、本市の取組についてですが、この就学援助制度については、本市はいつから取り組んでおられるのか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

合併前の市町それぞれで取り組んでいたこともありまして、就学援助の制度開始年度の詳細につきましては把握できておりませんが、合併当初からは統一し、就学援助のほうを実施しているところでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、この本制度の運用状況についてですが、受給者数と援助率についてはどのようになっているのか、お示しください。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

直近3か年の小中学校合計での運用状況で申しますと、令和3年度の受給者は2904人で、全児童生徒数からの援助率は29.2%、令和4年度の受給者は2965人で援助率は29.5%、令和5年度の受給者は2978人で援助率は30.1%で推移している状況からも、受給者の人数や援助率も増加の傾向にあるものというふうに捉えております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

徐々に増加しているということで、コロナの影響もあるのかと思われますが、この制度についての予算規模について、教えてください。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

就学援助事業費の決算ベースのほうでお答えをさせていただきます。小中学校合わせまして、令和3年度は2億2382万1853円、令和4年度は2億2488万9433円、令和5年度は決算見込みでございますが、2億3603万521円となっており、毎年、受給者、援助率も増加傾向にありますことから、事業費も増加傾向にあるものと捉えております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

本市の状況については分かりました。

それでは、近隣の自治体の状況についてですが、制度内容は近隣自治体と比較してどうあるのか、お示しください。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

近隣自治体との比較でございますが、本市では、保護者が属する世帯の所得額が生活保護基準の1.5倍未満と、先ほど申しましたように規定しております。公表されている文部科学省のデータや聞き取り調査においては、近隣自治体の中でも最も高い認定基準として運用していることを確認しております。その他近隣自治体の基準では、生活保護基準の1.2倍から1.3倍未満を採用している自治体が多いようでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、今後の課題と方向性についてですが、就学援助の項目ごとの事務取扱手順、支給方法等についてですが、そちらのほうを教えてください。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

就学援助の項目ごとに事務取扱、いわゆる支給方法について、ご説明のほうをさせていただきます。

学用品扶助費は、援助額を前期・後期の年2回、学校長を通して保護者へ支給しており、小中 学校の入学前の新入生が対象となる入学準備扶助費につきましても、学用品扶助費の前期分とと もに、学校長を通して保護者へ支給しております。なお、次年度入学予定者に対する入学準備扶助費の入学前支給につきましては、保護者の指定する口座にて支給のほうをしております。

次に、修学旅行扶助費及び校外活動扶助費につきましては、実施後に学校から提出の実施報告書を基に、学校長を通して保護者へ支給しており、給食扶助費は、教育総務課より実費費用を学校給食課に支払っております。

最後に、医療扶助費は、対象児童生徒に交付した「医療指示票」をもって医療機関に受診し、 医療機関からの請求に基づき、自己負担相当額を受診医療機関に支払っておるところでございます。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

それでは、本制度の運用について、キャッシュレス化、口座振替等についての取組については 検討なされているのか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

教育部長。

○教育部長(山田哲史)

行政機関が実施するキャッシュレス化、口座振替等の運用等については、既に定着した複数の 業務があるというふうに認識しております。学校事務においては、今年度から本格実施されます 「飯塚市共同学校事務室」におきまして、口座振替等につきましても事務機能強化や業務改善の 一環として調査・研究することとしております。

○議長(江口 徹)

16番 土居幸則議員。

○16番(土居幸則)

就学援助制度については理解を深めることができました。義務教育においては、多方面にわたってサポートされている点には一定の安心感がありますが、現代では義務教育の後に高校、大学への進学という流れがございますが、現在の制度では、高校生は就学援助制度の対象外であります。入学時の出費が中学校以上にかかる中、家計への負担は非常に大きくなっています。費用を捻出できず、社会福祉協議会の教育貸付や国民金融公庫からの借入れをされる方もおられ、借金を抱えないと進学できないという現実もございます。この制度運用については、その財源を市町村の一般財源だけに求めるものではなく、国、都道府県も負担し、分断のない教育サポート体制となるよう要望して、私の一般質問を終わります。

○議長(江口 徹)

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。

11番 川上直喜議員に発言を許します。なお、11番 川上直喜議員から質問に際して、パネルを使用したい旨の申出があり、議長においてこれを許可いたしておりますので、ご了承願います。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。私は通告に従い、一般質問を行います。第1は、「市民の安全と

環境保全について」であります。1点目は、白旗山メガソーラー乱開発についてです。土砂災害をはじめ、これからの10年、20年、30年と厳しいチェックが必要となっています。6月17日から梅雨入りですが、線状降水帯の発生で不安な日々が続きます。本市は災害防止のための取組をどう行っているのか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

工事完了後の令和4年12月に関係自治会長立会いの下、事業者、福岡県、飯塚市による現地 視察を行っております。その後につきましても、市において定期的に現地確認に行っており、悪 天候が予想される際には、その前後にも確認に行っております。点検などにつきましては、事業 者において定期的に巡視や点検を実施しているものと認識しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

飯塚市として、直近ではどういう取組をしたんですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

市といたしましては、6月13日になりますが、周辺部分の確認をしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

結果は。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

危険な区域などを見受けることはできませんでした。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

事業者が取り組んでいるというふうに認識しておるというわけですけれども、その根拠は何ですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

6月に入りまして、福岡県及び事業関係者に対し、危険箇所等の所在の確認を行っております。 その際に、そのような状況はないとの回答を頂いております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

事業者がどういう取組をしたかと聞いておるわけですよ。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

日頃より、定期的な巡視点検を行っているということの確認はしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

危険な箇所はないという答弁がありましたけれども、新相田18組付近に造られた擁壁につながる市有地に、危険な水路が造られ放置されたままです。こういう状態をあなた方も確認していると思います。この写真は、5月31日の撮影であります。これはどういう事情ですか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

〇都市建設部長 (大井慎二)

当該水路につきましては、のり面からの表面水が空き地に拡散することで、土地の表面が侵食され、雨水が土砂を巻き込んで市道にまで流出しないよう、地元自治会と協議を行い、令和4年3月に設置したものでございます。水路周辺の定期的な草刈り作業時には、水路の状況を確認するとともに、土砂等が堆積している場合には、土砂撤去を行っております。また、水路補強のために、令和6年3月に張コンクリート工を実施し、現在、地元からの要望もあり、仮設の安全対策として、三角形のバリケードや三角コーンを使用しているところでございます。水路への転落を防止するため、立入禁止としておりますが、地元自治会長と協議を行い、早急に安全対策を強化するための安全フェンスを設置する予定としております。今後も定期的な点検作業を行うなど、水路の機能保全に努めてまいります。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

武井市長、これは何と書いてあるか分かりますか。この状態をいつまで続けるつもりですか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

今、ご指摘の部分につきましては、今、そのように三角コーンやバリケードをしておりますけども、地元自治会と協議を行って、早急に安全対策の安全フェンスを設置することとしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

武井市長、いつまで続けるのかということを聞いてるんですよ。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

繰り返しの答弁となりますが、安全フェンスを設置することで、早急な作業に入りたいと考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

いつまでこの状態を続けるつもりかと聞いております。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

繰り返しの答弁となりますけれども、安全フェンスを設置することで、早急な作業を行いたい

と考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

いつまで続けるのかと聞いているわけですよ。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

早急な作業というところの期限のことを問われているんですけども、できれば早急といいますか、現地の作業が終わるまでというふうなところになりますので、7月末とか、そういったところを想定しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

飯塚市がしなければならない仕事ですか、これは。

2021年11月25日実施の住民説明会で、管理会社をソラリグ・ジャパン・サービシズ合同会社とするとの連絡があったと、福岡県が説明しております。この会社はどういう会社でしたか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

所在地は東京都港区東麻布二丁目21番7号、サモンビルディング4階。代表社員、スペイン 国マドリッド市パルテノン大通り10番1階6号、ソラリグ・グローバル・サービシズ・エス・ ア。職務執行者は、東京都港区六本木三丁目7番1-1009号、ルイス・ペレサグアでござい ます。会社概要といたしましては、太陽光発電産業における発電に関連するシステムなどの研究 開発、再生可能エネルギーに関連する各種プロジェクトに対する技術的なアドバイザリー業務及 びコンサルティング業務などを行っているということでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

そのビルの4階に入居しているわけですね。当時、3年前ですけれども、1階と2階にはパナマ共和国大使館と領事館が一緒に入居しておりました。その事情を当時聞いたわけですけれども、そのときは分からないと。その後、事情が分かりましたか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

同居していたという事情は分かっておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

この管理会社は、その後、どういうふうになっていますか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

保守管理会社が変更されたことから、その会社のその後については把握しておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

事業者本体のアサヒ飯塚メガソーラーの実態は、どの時点までに、どのように把握しているのか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

令和3年12月時点では、所在地が東京都港区芝公園一丁目2番9号、花井ビルディング5階、ベクトル・クアトロ・ジャパン株式会社内となっており、代表社員が次GSCISHJPN001一般社団法人となっており、職務執行者は野坂照光氏であるということを把握しておりました。その後、法人登記簿による情報ではございますが、合同会社アサヒ飯塚メガソーラーにつきましては、令和4年12月28日に、現事業者であります合同会社アサヒ飯塚に会社分割されております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

災害防止に関して、事業者本体ないし管理会社とあなた方は連絡を取っていると思うけれども、 どこを相手に連絡をして、協議をしておるか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

福岡県と事業者に対して、連絡を取っております。(発言する者あり) 管理会社といたしましては、ベクトルリニューアブルズジャパン株式会社となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

そこと連絡を取って、災害対策のことを話し合っているということですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

維持管理につきましては、そちらの会社と連絡を取っております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

直近ではいつ連絡を取っていますか。どういう内容の話合いをしましたか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

本年6月18日に事業会社に対して、危険箇所等の存在の有無を確認し、そのような状況はないとの回答を受けております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

「危険」「危険」「危険」「危ない」「危ない」「危ない」と書いてあるじゃないですか。こ

れが見えないということでしょうね。

それで、償却資産税の納付についてですが、事業者が住民に市民のメリットとして説明したことがあります。どういう状況になっているか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

償却資産税の説明についてのルール等はございませんが、太陽光パネルを設置することによって償却資産税が発生するといったことを、事業者が住民説明会で申されていたということの記憶はございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

地元住民は乱開発によって新たに生じた災害の不安のため、ハード・ソフトの対策のための財政負担が発生しています。住民を苦しめるメガソーラーに関わる償却資産税の一部を活用し、固定資産税の軽減を検討して当然だと思います。見解を伺います。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

周辺地域の資産価値が下がれば路線価が下がり、固定資産税も安くなりますが、固定資産税の 一部を活用して、他社の固定資産税を軽減する制度が地方税法にないため、検討はできかねます。 〇議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員に申し上げておきます。個別業者に関する発言につきましては、企業活動への影響等にも十分配慮の上、質問していただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

「わがまち特例制度」というものがありますね。これによって検討できませんか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

わがまち特例制度は、わがまち特例に該当する設備などの設置を政策的に推進していくために、 税制面で優遇措置が設けられたものでございますので、地方自治法で定められた割合の範囲内で 検討することはできますが、それによって付近住民の固定資産税の軽減をすることは、地方税法 にないため、できません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

このメガソーラーの開発に関する経過を、事業者、福岡県、飯塚市の動きが分かるように示してください。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

市においては定期的に現地確認を行っており、必要に応じて許可権者である福岡県や事業関係者との情報提供に努めておるところです。そして、メガソーラーの開発に関する経過については、まず、平成27年9月14日に、株式会社一条工務店から飯塚市自然環境保全条例に基づく事業計画届が提出され、一条工務店は、当該条例に基づく住民説明会など、諸手続を行っております。

併せて福岡県に対しましても、同日付で林地開発許可申請がなされ、市は森林法第10条の2に基づく意見書を、平成27年12月18日付で県に提出しております。この事業計画につきましては、10~クタールを超える事業であることから、福岡県は、平成27年12月と平成28年3月に、森林審議会を開催し、平成28年3月31日付で林地開発の許可を発出しております。平成30年6月27日には、事業者変更届が提出され、株式会社一条工務店から合同会社アサヒ飯塚メガソーラーに事業者が変更になっております。その後、令和4年9月13日に林地開発に係る完了検査が行われ、同年9月27日に林地開発行為完了確認通知書が、福岡県から事業者に対し発出され、現在事業が行われている状況でございます。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番(川上直喜)

平成27年、2015年6月議会における齊藤守史当時市長の答弁を確認してください。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

当時の齊藤市長の答弁の一部をそのまま読ませていただきます。

「私は、市長の前に1つの民間の事業者でありました。事業をするということは、すべての人に対して自由に与えられることではあるのですけれども、そこに消費者、それから従業員、そういうものの安全性が確保されて事業は進めていけることでありまして、それが脅かされるような状態であったり、また消費者に対して不安を与える、また害を与えるようなことであればやってはいけないことであります。そういう事はしっかり頭に入っていますんで、この行為に対してですね、非常に危険性が高いというようなことであれば、私のほうからそれはやめていただきたいということは、私は言っていかなければならないとは思っております。」

「住民の理解が得られていない、またそこに安全性が確保されていないというふうなことであれば、当然、しっかり申し入れすべきことだと思っております。」

以上です。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番(川上直喜)

2015年11月、知事の意見照会に対して、当時市長は、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針と整合性が図られておりませんとした意見書を提出しました。この意見書の前文部分を紹介してください。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

意見書につきましては、平成27年12月18日付となっております。内容につきましては、今回の開発行為は、本市においては過去に例を見ないもの、括弧書きにおいて、太陽光パネル設置用地の面積、住宅団地等の近接等であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性を図られておりません。許可権者である福岡県の指導の下、災害、水害、水の確保、環境保全に対する対策・措置がなされるものと思いますが、許可の判断におきましては、適切な立地計画であるかを基本として、下記の意見を十分にご理解の上、当該開発行為、周辺住民の安全・安心を第1に考えて、十分な審議と判断をいただきますようお願いいたします。また、許可する場合には、周辺住民の不安が払拭され、住民の十二分な安全・安心のため、許可基準を上回った最大限の対策・措置や森林法第10条の2に規定するおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう、福岡県による指導と責任の全うをお願いします。また、計画地内における同法の

条件で確保される緑地については、住宅と隣接する箇所に配置させてください。なお、平成 27年12月7日付で、本市市議会に開発中止を求める請願書が提出され、12月11日に所管 の市議会市民文教委員会付託となり、12月15日に開催された同委員会における審議の概要は 別紙のとおりです。というものでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これを受けて、2015年12月22日に行われた福岡県森林審議会に、飯塚市長の意見書として最初に提出された文書は、福岡県の担当課が作成した偽物でした。市として確認した事情を伺います。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

福岡県森林審議会において、なぜ飯塚市が提出した意見書そのもので審議がなされなかったのかということに関しましては、把握できておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

武井市長、これは事実です。福岡県の会議録にも残っていることなんですけど、どう思われますか。(発言する者あり)

○議長(江口 徹)

暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

2015年12月の森林審議会におきましては、意見書そのものではなくて、意見書の概要版において審議がなされております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

その概要版には飯塚市長意見書と書いてあって、審議員は、それが本物の飯塚市の市長の意見 書だと理解して審査をしておったという事実があるじゃないですか。そこは確認していますか。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

その当日、今、質問議員が言われていることが起因するかどうか分かりませんが、委員の方から資料が不足しているということで、その時点では継続審議ということになったと聞いております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

この事実を今確認したでしょう。武井市長、どう思うかということをさっきから聞いているわけです。

○議長(江口 徹)

武井市長。

○市長(武井政一)

質問者がおっしゃいます、私どもの意見書の県の会議での取扱いについては、今、関係部長のほうからご答弁を申し上げたとおりで、市のほうでそういう会議上の取扱いをされたものというふうに、今の話を聞いて理解したところでございます。(発言する者あり)

○議長(江口 徹)

川上直喜議員、発言するときは挙手をお願いします。11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

それでは、この件に関連して、令和3年、2021年12月17日付で本市が福岡県に提出した依頼文書の内容をお尋ねします。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

依頼文書の内容につきましては、令和3年12月17日付で本市の農林振興課長名で県に文書を発出しております。内容としましては、白旗山の開発地から落石や土砂流出が発生したことにより、地域住民等の不安が募っている状況です。このため、令和3年12月市議会の一般質問において、貴県に対し、下記のとおり要望等がございましたのでお知らせします。併せまして、事業者への指導監督の徹底と、本市に対する積極的な情報の提供並びに共有についてお願いいたしますとし、1つ目が福岡県知事が現地を視察すること。2つ目に、福岡県の担当課の事務に瑕疵がないか内部監査を行うこと。というものでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

この依頼文を出すに至る一般質問をしたのは私ですが、市としては5つのポイントを受け止めて発出に至るわけですね。この5つのポイントをお尋ねします。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

添付文書の内容としましては、令和3年12月市議会の一般質問の内容を抜粋したものとなっておりまして、質問議員が福岡県への指摘事項として述べられた、次の5つの内容を記載しております。1つ目に、林地開発許可に関する森林審議会に、飯塚市長意見書の本物の代わりに改ざん文書を提出したことがある。2つ目に、防災工事を先行するとした開発許可条件に反し、調整池未完成のまま大規模伐採やパネル設置を容認している。3つ目に、2020年1月にB調整池エリアにおける発生土は外部に持ち出してはならないとしながら、業者の要求に屈服して、住宅地側における土砂埋立てを認めている。4つ目に、許可条件違反など文書による行政指導に従わない事実があるのに、許可取消しの手続を開始していない。5つ目に、これらによって地域住民が当然に期待した幸福な生活が乱暴に侵されている。以上でございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

武井市長、これが、あなたの前の市長のときに確立した立場なんですね、この問題での。

それで、福岡県からこれに対してどういう回答がありましたか。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

ただいまの件に対する福岡県からの回答といたしましては、文書により回答はなされておらず、令和4年6月7日と6月8日に、本市の担当係長が県の担当係長に対して、その後の状況を電話及びメールで確認いたしましたところ、県からは、課長には報告済みであり、市からの情報提供として頂いているとの回答がなされております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

これから10年も20年も30年も、地域住民はこの恐怖と闘い続けなければならないわけだけども、福岡県及び事業者が何の責任も負おうとしていないことは大体分かりましたよね。飯塚市は一旦確立した住民の立場を後退させては絶対ならないと、今からが大事な局面だと思うわけですね。

同じく土砂災害に関わって、2点目は筑穂元吉土砂埋立・用地造成工事についてであります。 野見山産業に対する知事命令に基づく復旧計画書の内容を伺います。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

復旧計画書の内容でございますが、まず1つ目に土地の所在地、2つ目に工程、3つ目に土砂の搬出先、4つ目に製品について、5つ目に施工中の盛土高について、6つ目にその他として記載してございます。 (発言する者あり)

○議長(江口 徹)

川上議員、挙手をして発言ください。市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

土地の所在地につきましては、飯塚市筑穂元吉872番33。工程といたしましては、着手は飯塚農林事務所の承認日から。完了については令和5年6月末。土砂の搬出先については、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例の許可地等に適切に搬出します。製品については、新たな搬入は行わず、所定の位置にて基準高から3メートル以下に仕上げ、適宜販売します。施工中の盛土高については、基準高から上限7.5メートルまでとし、現地に丁張等で常時確認できるようにしますということ。その他になっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

知事命令の最初の履行期限はいつですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

令和4年8月5日に県が発出した措置命令の履行期限につきましては、令和4年9月30日となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

次の履行期限が翌年6月30日、昨年6月30日ということなんですけれども、なぜ延長した

んですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

事業者が県に提出した復旧計画書の計画工程表に基づいて、延長を県が承認したものと認識しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

事業者の言いなりに延期をしたということですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

繰り返しになりますが、事業者が県に提出した復旧計画書に基づいて延長したものと認識して おります。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

この復旧計画は、事業者が勝手につくったのではなくて、福岡県の担当課の指導の下につくったわけですよね。確認していますか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

確認はしておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

私は確認しました、福岡県から。ですから、福岡県は、事業者がやらない、やらないということではなくて、福岡県自身が責任をそのまま持っているわけです。このことを確認しておいたほうがよいです。

土砂搬入を禁じた知事命令に違反する行為の、市としての確認状況をお尋ねします。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

令和5年5月25日と令和5年11月10日に、土砂搬入中止命令違反が行われたことを把握 しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

福岡県への通報状況はどうですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

土砂搬入行為を確認した時点で、市から県に情報提供を行っております。

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)福岡県の対応はどうですか。

○議長(江口 徹) 市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子) 福岡県のほうで指導をされております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。 〇11番 (川上直喜)

どういう指導をしていますか。

○議長(江口 徹) 市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

県のほうは、警察のほうに相談するとともに立入検査をしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

本市からの警察機関への通報はどうですか。

○議長(江口 徹) 市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子) 本市から警察には、通報は行っておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜) 土砂の搬出はどこまで進んでいますか。

○議長(江口 徹) 市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

県が把握していることは確認いたしております。内容につきましては、事業情報に当たります ので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

あなたたちは知っていて答弁しないのか、知らなくて答弁しないのか、どちらですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

今、申し上げましたけれど、県が把握していることは確認しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

ということは、あなた方は知らないという答弁ですかね。

市民環境部長。

- ○市民環境部長(長尾恵美子) 県のほうから情報は頂いております。
- ○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

どこまで進んでいるかつかんでいるわけですね。でもそれを答弁しないと言うんですね。なぜ 答弁しないんですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

県からの情報になります。事業情報に当たりますので、答弁はいたしかねます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

納得いきません。それで、本来、知事の措置命令に基づいて搬出すべき全体の土量は、何立米ですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

そちらに関しても、事業情報に当たりますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

分かっているんですか、あなた方は。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

市においては、県からの情報は得ております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

あなたの言う企業情報というのは何の意味ですか。私は、住民の生命・財産を守るための必要な情報ということを聞いているんですよ。企業情報と言えば答えなくて済むんですか、飯塚市は。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

すみません、言い方が聞こえにくかったと思いますが、企業情報ではなく事業情報でして、県からの事業の情報について説明させていただきました。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それは福岡県が、飯塚市に情報を提供するけども議会で答弁するなと、そういう口止めをされているんですか。

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

決して口止めをされているということではなく、あくまでも情報を提供いただいているもので ございます。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番 (川上直喜)

口止めはされていないわけですね。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

はい、そのとおりでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

では、この場で答弁しないというのは、武井市長の判断なんですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

県のほうも非公開の情報として捉えられておりますので、飯塚市のほうが公表することはできません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

私は、市長の判断かと聞いたんですよ。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

市長の判断ということではなく、あくまでも県からの提供情報になりますので、お答えいたしかねます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

福岡県の提供情報は、口止めされてなくても、議会で質問されたら答弁しないというルール、 誰が決めているんですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

県が非公開としている情報でございますから、市といたしましてもそれに準じて対応している ところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

福岡県が非公開にしているという情報を私は得ておりません。知事命令の履行状況をお尋ねしているわけですよ。

次に水路についてです。復旧命令の前と後でどのように進んでいますか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

水路工事の進捗状況につきましては、浦田側のり面の縦排水路が出来上がっている状況でございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

復旧命令に基づいて水路をどれぐらい延長しないといけないのか、その数字と、それからそれ に対してどこまで到達しているか、その数字を示してください。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

水路の総延長といたしましては、2200メートルでございます。今回完成したところは、5メートル掛ける5本の25メートルでございまして、全体の1.1%で、前回答弁いたしました 35%から、今回は約36%となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

完了の見通しはどうなっていますか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

現在、防災対策工事につきましては、のり面の整形及び緑化・沈砂池の拡充などが行われておりますが、土砂搬出につきましては、遅れてはおりますが、作業を行っている状況でございます。 早期に完了するよう、県とともに継続して指導を行っている状況でございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

そういうことは聞いてないでしょう。完了の見通しはどうなっていますかと聞いてるんですよ。 福岡県が業者と一緒になってつくった復旧計画、履行期限は両者が合意して、昨年6月30日に してるわけでしょう。それから集中豪雨の時期を1回越えて、そしてまた迎えようとしているわ けでしょう。だから、住民の安全を考えた場合は、完了の見通しはいつなのかと聞くのは当然じ ゃないですか。何ですかそういう答弁は。住民の皆さんが聞いたら、本当に怒りますよ。やり直 してください。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

住民の皆さんの不安な気持ちは十分理解しております。しかし、同じ繰り返しの答弁になりますが、早期に完了するよう、県とともに継続して、指導を行ってまいります。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

梅雨入りまでに工事を終えるよう求める申出は、福岡県にはいつしましたか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

本年6月18日付で、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づく措置 命令及び中止命令に係る福岡県の対応について、文書により依頼をしたところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

ちょっと読み上げてください。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

文書を読ませていただきます。前置きはちょっと置きますけれども、下記の土地埋立事業につきましては、貴殿より事業者に対して、令和4年8月5日付で防災対策工事の措置命令及び土砂搬入の中止命令が発出されております。このことについて、貴事務所及び県農山漁村振興課と協力して事業者への指導等に当たっているところであり、防災対策工事、土砂搬出ともに進捗はしておりますが、雨期が近づいており、大雨等の災害も懸念されることから、防災対策を含めて、一日も早く完了するよう指導強化をお願いいたします。記、以下、事業地につきまして、事業地と事業者の名前を記しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

今日の私の質問ですけれども、昨日付で発出したわけですか、もう届いていますか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子) 直接お渡しをしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

回答はどうなりますか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

一旦お渡ししておりますので、まだ回答は頂いておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

開発区域が民家に接するなど危険な箇所があります。自然環境保全条例の目的の立場から、速 やかに現地を調査し、関係機関と連絡調整し、改善を図る必要があります。答弁してください。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

当該事業につきましては、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例に基づき、許可を受けて事業を行っております。現在、県が措置命令を発出し、事業者に対して厳しく指導

等を行っております。市も県と共同して現地確認等を行っているところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

開発区域外の民地との設置場所のことを言ってるんですよ。そこを飯塚市が現地調査したんですか。

○議長(江口 徹)

暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

自然環境保全条例上の立入検査ではございませんが、県と共同して現地確認等を行っております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

先ほど言った所は分かると思うんだけど、いつ行きましたか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

現地のほうには、本年5月14日に行っております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

どこを見たか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

事業地全般を見ております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

私が言っているのは、民家がある所との境の辺りののり面のことを言ってるじゃないですか。 そこは見たんですか。

○議長(江口 徹)

市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

家屋側のほうにつきましては確認しておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)いつ行きますか。

○議長(江口 徹) 市民環境部長。

○市民環境部長(長尾恵美子)

県とともに現地確認をいたしたいと考えておりますので、今後調整をいたします。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

隣接の中尾建設による用地造成工事は野見山産業が施工業者です。用地造成工事の目的を伺います。

○議長(江口 徹) 都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

開発行為許可申請によりますと、予定建築物等としまして、地域密着型通所介護施設となって おります。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

許可申請に虚偽があれば許可を取消しできますね。確認してください。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

本開発行為につきましては、完成予定年月日が令和7年12月31日であることから、今現在、現場はあくまでも、造成施工中というようなことであります。今、質問議員がおっしゃられる虚偽とするというようなところが確認できておりませんので、許可の取消しを求めることは考えておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

そう聞いてないでしょう。申請に虚偽があれば、許可取消しできますよねと、確認してくださ いという質問ですよ。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

一般的に申請に対して虚偽があれば、どういうふうなことになるのかという質問だと思いますけれども、都市計画法の規定によりまして、監督処分等というような条文がございます。その中には、第81条において、「この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な処置をとることを命ずることができる。」と、一般的に規定はされております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

申請に虚偽があれば許可取消しをできるという答弁を、今、したんですか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

今回の、私の今の答弁は、都市計画法に係る監督処分等の一般的なお話になります。今回の開発行為の許可基準の中に、処分取消しというようなところは規定はございませんけれども、そこは許可権者である福岡県と連携する必要があると考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

そんなこと聞いてないじゃないですか。許可申請に当たり、虚偽があれば取消しできますよね と聞いているわけでしょう。あなたとこれで随分やってる時間もなくてね。「はい」と言うのが 普通でしょう。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

繰り返しになりますけれども、許可申請の中に虚偽というようなところがあれば、取り消す場合もございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

場合もあるではなくて、許可取消しができるということになっているわけですよ。違いますか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

詳細につきましては、都市計画法第81条、「監督処分等」の第1項第4号に、「詐欺その他 不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者」、それに対して取消 しができるというようなことになっておりますので、その内容の確認は必要だと考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

武井市長、許可取消しできるんですよ、虚偽申請であれば。

地域で施設整備の準備行為、この6年間、何か市として確認できるものがありますか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

今、質問者がおっしゃられる地域デイケア施設整備の準備行為というようなことですけども、 許可申請の内容につきましては、予定建築物、地域デイケアセンターというふうになっておりま すけど、それに対する造成行為の申請となっております。そこの部分は確認ができるというふう に考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

都市建設部長は12月議会で、土砂搬出も用地造成工事の一環ではないかとの無責任な見解を 示しましたが、なぜ搬出するのか分かりましたか。 ○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

さきの議会につきましては、私のほうが造成工事の一環というふうに捉えておりますけれども、 あくまでもその許可権者である福岡県に改めて確認しております。今回の行為につきましては、 今現在、造成工事中というふうな行為でございます。その中で造成工事というふうなことであれ ば、当然、土砂搬出・搬入等の途中であるというふうに認識しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

なぜ土砂搬出が当然なんですか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

繰り返しの答弁になりますけれども、造成工事の途中というふうなことであれば、搬出もしく は土砂の搬入も発生するかというふうに考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

私は搬入は分かるんですよ。なぜ搬出するのですか。どこに持っていくんですか、その土砂は。 何のためにせっかく入れた土砂を出すんですか。調べていますか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

質問議員がおっしゃられる詳細については、調べてはおりませんけれども、繰り返しになりますけれど、一般的に造成工事であれば、搬入もあるし、搬出もあるかなというふうに考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

計画高を大幅に上回り、隣接土砂埋立地の高さを上回るまで積み上げています。用地造成に必要なだけの土砂は、既に搬入済みではないんですか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

先ほどの答弁と重なる部分があるかと思いますけども、造成工事というような途中でございま すので、今の土砂の搬入量については、ちょっと確認はできておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

用地造成を完成させるのに、土砂はあとどのぐらい必要なんですか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

先ほどの答弁と重なりますけれども、どれぐらい必要かというような問いかけですけども、搬

入量については、ちょっと把握はしておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

事実上の土砂埋立地となっているのがこの現場ではないかと思うわけですね。これ以上の土砂搬入については、災害防止の観点から中止するよう、事業者と福岡県に求めるべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

本開発許可につきましては、盛土、のり面、転圧、構造物等の基準に基づいた造成に対する県の許可となります。現在、造成工事中というようなことになっておりますので、ただし、質問者がおっしゃられるように、第三者に災害を引き起こすような可能性がある場合には、福岡県と連携しながら、災害防止対策に努めていきたいというふうに考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

本市から福岡県への直近の申入れの内容を伺います。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

正式な申入れというか、文書等の提出は行っておりませんけども、状況の確認は福岡県と連携してやっているところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

都市建設部長、私の質問が聞こえていますか。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

正式な申入れにつきましては、筑穂元吉地区における開発許可に基づく事業について申入れを、 文書で令和2年10月30日に事業者に対して市のほうから申入れを行っております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

正式な文書で福岡県に申入れても、まともに回答しないくらいの状況なんですよ。電話でお願いしますぐらいで、何が動くんですか。

3点目は急傾斜地に関連します。明治坑の生活環境の改善についてです。この間の取組によってどのように改善が進んでいるか、お尋ねします。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長(大井慎二)

まず、生活道路の改善状況について答弁いたします。明治坑における生活道路の改善につきましては、地元自治会からの要望を受け、早急な対応として、舗装改良工事1件を発注し、令和5年度末に完了しております。そのほか、路面の補修等につきましては、主に頴田支所経済建設

課で対応しており、部分的なポットホールの補修等は、市の直営作業班にて随時補修を行っております。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

私のほうから明治第一自治会内の住宅裏ののり面改良工事1件を発注いたしまして、既に工事が完了しております。このほかに、明治第一自治会内の住宅裏の樹木伐採委託1件及び明治第一・第二自治会内の急傾斜地の草刈り委託1件を今後予定しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

消火栓の配置状況を伺います。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

当該地域におけます消火栓の設置状況につきましては、消火栓は4か所設置されており、その他、消防水利でございます防火水槽が4基、ため池が1か所の計9か所の消防水利がございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

法令に照らして不足はありませんか。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

総務省消防庁が発出しております消防水利の基準第4条第2項によりますと、「市街地又は準 市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水 利に至る距離が、百四十メートル以下となるように設けなければならない。」とされております。 当該地域におきましてはその基準を満たしていることから、不足はないものと判断しております。 〇議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

総務部長は現地に行ったことがありますか。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

ございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

ため池の水が安定的に消防用に使えるかどうか確認していますか。

○議長(江口 徹)

総務部長。

○総務部長(許斐博史)

消防水利の一つとしておりますため池の安定的な利用については、私のほうでは確認をできか ねております。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番 (川上直喜)

確認してください。

空き家対策の取組の現状、方針、見通しをお尋ねします。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

明治坑における空き家につきましては、さきの3月議会の答弁時から変わりなく、明治第一で31戸、明治第二で36戸となっており、全体での空き家の戸数は67戸となっております。67戸の空き家のうち、相続人を含みます所有者等の特定に至っていない空き家につきましては52戸となっており、税務課への照会や法務局への所有者調査を経て、現在、戸籍等による相続人調査を行っている状況でございます。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番 (川上直喜)

本市顧問弁護士の見解がありますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

土地の賃貸借契約につきまして、前回、質問者からご指摘のありました、市有土地賃貸借契約書の第7条、貸付地の返還及び原形復旧に基づき撤去が可能かどうか、これについて顧問弁護士に相談をいたしました。そのところを個別のケースごとに、対応方法が異なってくるとの意見を頂きましたので、現在、建物所有者の調査のため、法務局の建物登記簿の取得を進めておるところですが、大半がもともと大きな一筆の番地上に建っていた建物であり、建物と建物登記の照合に時間を要しております。今後、現地調査等も実施してまいりまして、今年度内には建物登記及び土地賃貸借契約の有無や居住の状況等に基づきまして、グループ分けを行いました後に、法的根拠について、顧問弁護士に相談の上、それぞれグループごとの対応方針を決定いたしまして、問題解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番 (川上直喜)

頑張ってください。

4点目はPFOS、PFOAの危険から健康を守る対策についてです。危険性をどう認識しているか伺います。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

PFOS及びPFOAは難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があり、動物実験等により免疫系や肝臓等への有害な影響の原因となる可能性があることが指摘されております。しかしながら、どの程度の量が体に入ると影響が出るのかにつきましては確定的な知見がなく、そのため、国際的に、様々な知見に基づく検討が進められているところでございます。なお、国内においてPFOS及びPFOAの採取により人に健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、予防的な観点からもPFOS及びPFOAに関する様々な情報の収集、水道水の水質検査によるPFOS及びPFOAの監視が重要であると認識いたしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

水道水に関する基準は、アメリカではどうなっていますか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

アメリカの環境保護庁では、2024年、今年4月10日に、飲料水の最大許容濃度基準値を、PFOSについては1リットル当たり4ナノグラム、PFOAにつきましても1リットル当たり4ナノグラムと決定いたしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

その判断根拠は分かりますか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

基準値の根拠につきましては、環境省の資料によりますが、現時点での分析能力を考慮し、また有効な複数の浄水処理技術が存在することも確認の上、設定された値とされており、厳格な基準となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

検査体制が可能な限りの基準だということですね。日本の基準を伺います。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

日本におきましては、暫定目標値として、PFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり 5 0ナノグラムと設定されております。目標値の根拠といたしましては、環境省の資料によりますが、科学的知見に基づき、体重50キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば、人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準とされております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

本市の検査体制はどうなっていますか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

本市におきましては、令和3年度より、9か所の浄水場ごとに、水道水におけるPFOS及びPFOAの水質検査を毎年1回実施いたしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

結果を伺います。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

令和3年度に、9か所のうち1か所で1リットル当たり5ナノグラムを検出いたしましたが、その他の箇所、年度におきましては、全て1リットル当たり5ナノグラム未満で、現状では日本におけます暫定目標値「PFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり50ナノグラム」を下回っております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

アメリカの基準を上回っている可能性がありますか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

先ほど答弁させていただきましたが、アメリカでは、本年4月10日に決定されたアメリカの新基準値では、1リットル当たりPFOSとPFOAが、それぞれ4ナノグラムとなっております。本市では、令和3年に1か所だけ、1リットル当たり5ナノグラムを検出しており、内訳を分析機関に聞き取りしたところ、PFOSが未検出、PFOAが1リットル当たり5ナノグラムで、PFOAのみ、僅かながら1ナノグラム上回っております。しかしながら当時のアメリカの目標値でありますPFOSとPFOAの合算値で1リットル当たり70ナノグラムを下回っており、日本の暫定目標値の10分の1の値となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

暫定目標を超える結果が出た場合、どういう体制を取るか決めていますか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

PFOSは既に製造、輸入が禁止されており、事業所等からの排出により、新たに検出されることは想定しがたい状況でございます。また、公共用水域のPFOS及びPFOAは減少傾向でありますことから、今後増加する可能性は低いと思われますが、万が一基準を超えて検出された場合は、速やかに取水を停止し、事業者に周知するとともに、処理設備がある浄水場においては、粉末活性炭や粒状活性炭による活性炭処理を行い、他浄水場については、既存の仮設粉末活性炭注入設備の活用を行い、他水源や他浄水による希釈等を実施することといたしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

岡山県吉備中央町や岐阜県各務原市で起こった出来事について、情報を集約していると思います。説明してください。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

岡山県の吉備中央町につきましては、町のホームページや報道等の情報によると、令和2年よりPFOS及びPFOAの暫定目標値を大幅に超える値が水道水から検出されていたことが、令和5年度に保健所からの指導により明らかになり、給水停止など522世帯、約1千人に影響が

あったものでございます。また、各務原市につきましても、市のホームページなどによりますが、 令和2年11月に一部の水源地で、暫定目標値を超過したことを把握いたしましたが、人体に及 ぼす影響に関する確定的な知見がなかったこと、対策等を検討していたなどの理由により、すぐ に公表していなかったとのことでございます。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番 (川上直喜)

それぞれの数値を説明してください。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

令和2年、2020年11月4日に1回目で、1リットル当たり800ナノグラム。令和3年、2021年10月27日、2回目で、1リットル当たり1200ナノグラム、3回目で、2022年、令和4年10月26日、1リットル当たり1400ナノグラムを検出いたしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

企業管理者にお尋ねします。こうした事実を吉備中央町長は住民に隠し、給水を続け、しかも 料金は徴収し続けたわけですね。本市の場合、どういったことになりますか。

○議長(江口 徹)

石田企業管理者。

○企業管理者(石田愼二)

飯塚市の場合ですと、先ほど企業局次長も申しましたように、検出されますと、速やかに取水を停止しまして、活性炭の処理設備があるところでは、活性炭の処理で除去いたしますし、設備のないところは仮設の処理、活性炭の装置をつけて除去することとして、対応するように考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

吉備中央町のようなことには絶対ならないと約束してくれますか。

○議長(江口 徹)

石田企業管理者。

○企業管理者(石田愼二)

先ほどご答弁しました対応を必ず取りたいと思います。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それで、吉備中央町で汚染源が形成された事情を確認しておりますか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

汚染源と見られますのは、水源の上流部に置かれていた使用済み活性炭であります。活性炭から最大1リットル当たり450万ナノグラム。周辺の土壌からは、1リットル当たり75万ナノグラムという極めて高い濃度が検出されたとのことでございます。

- ○議長(江口 徹)
 - 11番 川上直喜議員。
- ○11番 (川上直喜)

なぜそういう事情になるわけですか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

PFOS、PFOAが付着しております活性炭につきましては、焼却処分が原則でございます。 それをそのまま放置していたということから、このような事象が発生したものと考えます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

水源の上流部に、なぜそういうものがぽんと大量に置いてあるのかということを聞いてるわけですよ。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

これは報道によりますけれども、搬出しました業者のほうが、その活性炭にPFOS、PFO Aが付着しているということを知らなかったため、そこに放置したということを、報道では聞き 及んでおります。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

これは基本的に、産業廃棄物処理施設から産業廃棄物処理施設へ集積されたものですよね。マニフェストとかあるはずなんですよ。そういうものが分からないうちに、無責任に水源上流に置かれて、ここの水道管理者は見逃しておるということなんですけど、そこで本市の場合、内住産業廃棄物最終処分場からつながる大野川があります。また筑穂元吉土砂埋立地に関わる大分川もあります。現地からの排水を検査する体制が必要ではないでしょうか。

○議長(江口 徹)

企業局次長。

○企業局次長(今仁 康)

企業局といたしましては、直接各浄水場へ取水しております原水で検査したところ、19か所全でで1リットル当たり5ナノグラム未満となっております。PFOS、PFOAに関する安全性を確認しておりますことから、企業局としては現地の排水の検査は考えてはおりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

第2のテーマは後に回させていただいて、第3のテーマ、「物価高騰と暮らしの応援について」です。1点目は、生活を守る市長公約の誠実な実行について、お尋ねします。どういった決意でしょうか。

○議長(江口 徹)

武井市長。

○市長(武井政一)

質問議員がおっしゃいます、いわゆる公約についてでございますけれども、これまでも議会の中で答弁をしておりますし、第2子以降の保育料の完全無償化につきましては既に、本年度、こ

ども未来部の創設等とも併せまして、市単独の事業として、拡充して実現をしているところでございます。全ての事業が全て早い時期に実施ということは、中々財政上の問題がありますので、様々、今の国、県の経済対策、あるいは物価高騰対策、そういったものの行き届き方、あるいは、そういうものについてしっかり見極めながら、いわゆる公約の実現については努力をしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

公約は守るという答弁ですか。

○議長(江口 徹)

武井市長。

○市長(武井政一)

先ほど申し上げましたとおりでございまして、様々な状況を勘案して、いわゆる公約については、その実現に向けて、しっかり努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

守るとおっしゃらないんですよね。努力が公約ですか。

○議長(江口 徹)

武井市長。

○市長(武井政一)

私、与えていただきましたこの4年間の1期に、選挙で訴えた公約については、先ほど来申し上げておりますけれども、様々な状況を勘案しながら、国、県等の対策等もしっかり見極めながら、実現していく努力をしっかりしてまいりたいと思っております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

2点目は生活応援クーポン券の再発行についてです。臨時対策室が設置されました。今後どういう取組をするつもりでしょうか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

今後ということですが、物価高騰がいまだもって続いている状況がございますので、本市としましては、市民の皆様の負担軽減と市内経済の活性化という2つの効果を同時に達成するために、クーポン券の発行を考えております。そのため、6月1日に、生活応援クーポン券発行臨時対策室を設置しまして、9月の定例会での予算議案上程に向けて、現在、事業内容等の検討を進めているところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

スケジュールをもう少しお願いします。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

スケジュールについて詳細ということですが、今考えておりますのは、このクーポン券をお届

けする時期、使用期間なども含めまして、支出が増えてきます年末年始に使用をしていただけるようにお届けしたいというふうに考えておりますので、それに向けて、今内容等を詰めているところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

私は生活応援クーポン券の使い勝手の悪さを指摘し、現金支給による生活応援を提案しています。現金支給の有効性について、12月6日の一般質問において、国の支援制度の実施に当たり、飯塚市が現金支給を選択したことを捉えて質問しました。生活応援臨時対策室長がそれを認める答弁をしました。どういう内容ですか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

昨年12月8日の議案質疑での答弁のことかと思いますが、その内容について述べさせていただきます。「今回の支給に関しては、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届けるとされていることから、対象世帯にとっては、早期に受給ができる現金支給が最も有効であると考えます。また、現金であれば、世帯の状況に応じて使う時期や使い方が選べるため、利便性はあると考えております。」と答弁しております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

たしか12月8日の議案質疑ですね。訂正します。それで私は追いかけて、それは国の見解か、 飯塚市の見解かと尋ねると、飯塚市の見解だと言われました。飯塚市の選択なんですね。確認し てください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

質問者のほうから、飯塚市の見解ですかという質問に対しまして、飯塚市の見解でございますという答弁をしております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

一方で、現金支給に何か不都合なことがあると考えますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

現金給付につきましては、確かに負担軽減という意味での効果はありますが、一方で、貯蓄に 回る可能性も否定できず、また、本市以外で消費される可能性もありますことから、市内経済の 活性化への波及効果は限定的になるのではないかというふうに考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

お金を有効に使いたいというようなことを言っているわけですね。 前回、クーポン券送付にかかった経費は幾らですか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

前回かかった経費ということですが、3201万2338円となっております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それはJPですね、印刷費を入れると総額で幾らになりますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

大変申し訳ありません。今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

現金支給に係る経費は幾らですか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

クーポン券の発行を、先ほどから申し上げておりますが、額等についても現在検討中のため、 現金支給に係る数値は持ち合わせておりません。また、過去の現金支給に係る経費につきまして も、先ほど申しましたように、資料としては持ち合わせておりません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

登録業者がクーポン券を手元に持って市役所に交換に行ったけれども、期限を越えていたので 現金に引き換えられず、泣くに泣けなかったという事例がありますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

そのような事例はございません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

あるんですよ。それで、市民が市役所に生活応援クーポン券を持って行って、現金に換えてくださいとお願いした例がありますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

ちょっと先ほどと同様になりますけど、前回の生活応援クーポン券発行事業においては、そのような事例はございません。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

あるんですよ。これらを解決する上では、現金支給というのが選択肢として一番大事です。

3点目の農業者・運送事業についてですけれども、JAふくおか嘉穂、福岡県トラック協会嘉 飯山支部からの要望書の内容を伺います。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

福岡嘉穂農業協同組合からの要望につきましては、福岡嘉穂農政連との連名により、生産資材の高騰等に対する支援の要請がなされております。また、福岡嘉穂農業協同組合と同組合の繁殖和牛部会及び同組合の筑穂支所肥育牛部会との連名による飼料価格高騰等に対する支援の要請がなされております。また、福岡県トラック協会からは、燃料価格高騰による運送事業者への支援の要請がなされておるところでございます。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

それに対してどういう回答をしているんですか。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

福岡嘉穂農業協同組合と福岡嘉穂農政連の連名による要望書につきましては、令和4年7月25日に関係者がお見えになり、その場で受け取っておりまして、要望書を確認させていただきまして、肥料等の価格高騰につきましては、全国的な問題でありますので、国をはじめ、福岡県の支援策などを総合的に勘案し、市内部で協議をさせていただき、今後の社会情勢を踏まえまして検討させていただきたいということで回答させていただいております。また、福岡嘉穂農業協同組合と、同組合の繁殖和牛部会及び同組合の筑穂支所肥育牛部会との連名による要望につきましても、受け取りましたその場におきまして、本日伺った内容についてはしっかりと受け止めさせていただきたいとの回答をさせていただいております。また、運送業者に関する支援につきましても、福岡嘉穂農業協同組合と同様の回答をさせていただいております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

私が議会で質問するたびに前向きな答弁をするんだけど、その後、武井市長が公約にも上げま したね。いつ実施するんですか。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

運送業並びに農畜産業に対する補助制度につきましては、これまでも答弁しておりますけれども、各団体より支援に関する要望書の提出を受けておりまして、経営支援が必要との考えから検討は進めておりますが、必要となる財源の確保も含めまして、国・県の経済対策の動向を注視しながら、早期に実現するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番(川上直喜)

あなたの言う早期にというのは、いつのことですか。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

繰り返しになりますが、やはり支援を行うには財源が必要になりますので、財源の確保を含めまして、今後の国・県の経済対策の動向、これを見ながら、併せた形で実施してまいりたいということで答えております。

○議長(江口 徹)

11番 川上直喜議員。

○11番 (川上直喜)

国の措置として、臨時交付金のメニューの中にあったじゃないですか。財源があったじゃないですか。予算要求もしているのに、市長は断っているわけですか。

○議長(江口 徹)

経済部長。

○経済部長 (兼丸義経)

交付金につきましては、全体の予算を勘案した中で、総合的に判断しておりますので、今回に つきましては、次の段階での支援策として検討させていただいております。

○議長(江口 徹)

川上議員、質問時間が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。会議時間を午後5時まで延長いたします。23番 小幡俊之議員に 発言を許します。23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

よろしくお願いいたします。前回の残りという形になりますが、「市有財産の売却について」、 特に旧鎮西中学校の跡地に関して、まだ、質問が終わっていませんでしたので、引き続き、一般 質問をしたいと思います。

まずは、市有地の売却に当たり、旧楽市小学校、旧立岩交流センターなど、売却における必要 経費がかかっていますよね。お尋ねしますが、改めまして、旧鎮西中学校の諸経費について教え てください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

旧鎮西中学校の売却に当たっての必要経費でございますが、まず、確定測量委託料が525万39円。次に、不動産鑑定を3回実施しておりまして、1回目が69万800円、2回目は1回目の時点修正ということで4万4千円、3回目が89万6500円となっております。また、前回、答弁の中で漏れておりましたアスベスト調査につきましては18万7千円。合計で706万8339円となっております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

一つの公有地を売却するに当たって、706万円ほどの経費がどうしてもかかるんですね。旧 楽市小学校及び旧立岩交流センターの売却についてはこういった経費は加算されました。でも今 回、旧鎮西中学校においては加算しないと。経費がかかったのは事実なんですね。これを加算し たりしなかったり、非常に一貫性がないやり方をしているのではないかと思っているんですけども、その必要経費がかかっているのは事実ですよ、民間の売買においては、やはりかかった分は価格に反映するというのが常識であって、飯塚市はそういうやり方をしておられませんけども、そこは今後、一貫性、かけるならかける、加算しないなら加算しない、部局でよく検討してください。

続きまして、今、説明があった売却における必要経費は不動産鑑定費用だけでも3回ありました。これは163万円が不動産鑑定だけでもかかっているんですよ。これだけのお金をかけて不動産鑑定業者から建物解体の明細まで計算してもらっているんです。前回、その解体費用については明細をもらっていないという答弁だったんですけども、それだけのお金を払って、いわゆる業務対価としてちゃんと解体費用の明細をもらうべきかと思うんですけども、その点はどのように考えておられますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

今、質問者のご指摘がありましたけども、その辺も踏まえまして、今後、研究してまいりたい というふうに考えております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

前回も申し上げましたが、土地の売却において、更地の価格、建物がある場合はその解体費用が大きな要になるということですから、ちゃんと解体の明細を頂いて、うちは建築課がありますでしょう、そこで妥当な金額なのかどうかぐらいのチェックはやるべきだと考えます。

ここで考えるのが、今回、旧鎮西中学校の跡地の売却金額は土地の評価額から解体費用、明細がないんだけど解体費用を引いて、差引き 1900 万円ということで売却しましたけども、今言いました経費が 700 万円強かかっているんです。不動産鑑定費、取りあえず 100 万円でも加算すれば、もう 2 千万円以上になるんですね。となりますと、5 千平米以上で売却価格が 2 千万円以上になりますと、本来ならば議会の承認を必要とする案件になりますよね。これを 1900 万円で止めたとなると、議会承認を避けたのではないかというような勘ぐった考えもできますので、その点は今後、十分注意してください。

手元に公募をかけられた当時の飯塚市公共施設跡地売却実施要領というのがあります。この内容について何点かお尋ねしますけども、この中に応募に関する事項について、3ページにあるんです。その3ページの応募者の資格について(1)で、応募に当たっては法人、個人を問いません。(2)に、市内居住の有無、市内の方でも市外の方でもいいですと。(3)に、①から⑥に掲げる者は申込みができませんとなっているんです。この①から⑥、その下に※で、①から⑥に該当する者による申込みが判明したときは、判明した時点で失格とすると。選定委員会での審査を行いませんと注意書きがあります。また、既に売却相手として決定し、売却契約を締結していた場合、契約した場合ですね、飯塚市は契約の解除権を行使し、契約が失効しますと。それらの責めは申込者が負いますという注意事項が書いてありますよね。

こういった状況で申込みをされた申込者に対して、これは仮定の話なんだけど、今、旧鎮西中学校も隣の旧立岩交流センターも解体中ですよね。工事にかかられております。事業計画どおり解体から工事にかかっておられるんですけども、万が一の話ですけどね、旧立岩交流センターにしても解体までは順調に進んだけど、あれは14階建てのマンションだったかな、13億数千万円かかる事業が、万が一、工事がストップした。そういった場合どうするのかということに対しては、市は5年間の買戻特約がありますということを答弁されておりました。この5年間の買戻特約がありますが、途中で計画が頓挫した場合、解体は終わっているので、土地代で買戻しがで

きるのか。解体費用に関しては、5年間の買戻特約の条項はどのようになっているのか、分かったら教えてください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

今の件についてですが、不動産売買契約書の中で、市が買戻権または解除権を行使したときは、 事業者が売買物件に必要費もしくは有益費を支出しても、また、契約解除に起因したいかなる損害が事業者に生じても、市はその補償の責めを負わないことを定めておりますことから、仮に、 事業者から建物の解体費用を請求されたとしても、市はこれに応じる必要はないものとして、これは顧問弁護士にも確認をしております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

了解しました。

続いて、前回、想定の話をしたんですけども、旧立岩交流センターあたりになりますと13億円強の大事業ですよね。大事業に伴って、事業の変更が生じるのではないかと。仮に14階建てが12階建てになったりとか、事業計画の変更について、どこまでを変更とみなすのか。その許容範囲はどのようになっているのかということを尋ねていたんですけども、検討しますということでしたが、回答のほうをよろしくお願いいたします。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

不動産売買契約書の締結に当たり、事業者に対して事業計画書の提出を求めております。その上で、期間を定め事業計画に基づく事業を完了しなければならないこと、また、期間内に事業が完了しない場合は、市は売買物件を買い戻すことができることを定めておりますので、基本的には計画どおりに実施していただくものと考えております。

やむを得ず、質問者が言われました変更しなければならない事情等が生じた場合には、例えば、 市と契約の相手方、そして第三者機関も入れたところで協議を行うなどの対応が考えられるとこ ろでございますが、まずは、他の自治体の事例等を調査し、参考としながら研究してまいりたい というふうに考えております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

ないとは限らないので、その点はしっかりと検討してください。

先ほど言いました売却における実施要領の2ページに(2)として、旧鎮西中学校においては もう解体工事はかかっておりますけども、開発する際は、事前に市の都市計画課との協議が必要 ということが明記されておりますが、事前協議は既にあったのでしょうか。お尋ねします。

○議長(江口 徹)

都市建設部長。

○都市建設部長 (大井慎二)

開発行為の事前協議には、開発行為に係る事前協議書の提出が必要となってきますけれども、 現在のところ、事前協議書の提出はあっておりません。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

開発行為以前の作業と今のところは踏まえているということですね。

事業計画を見ますと、分譲して売却ですから、開発申請が出て来るかと思うんですけども、そのときに本市の都市計画課と事前協議を行うということですね。了解しました。

次に、選定委員会での審査についてお尋ねします。この旧鎮西中学校跡地の売却に当たっては、 選定委員が近畿大学の教授 2 名と地域代表、市の職員ということで計 7 名のメンバーが委員とし て任命されておりますけれども、この選定委員の選び方、任命の仕方はどのようになっています か。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

令和3年度に実施しました1回目の公募の際、このときは、「飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会」という名称でしたが、この飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会規則の第3条第1項におきまして、委員会は、対象物件ごとに7人以内の委員をもって組織するとし、第2項におきまして、委員は学識経験を有する者、市職員、市長が特に必要と認める者のうちから市長が任命し、または、委嘱することを規定しております。

旧鎮西中学校売却に係る選定委員会は、まず、学識経験者2名につきましては近畿大学の先生2名、ほかの学校跡地・跡施設の選定委員会と併せて事前に内諾を得て選出をしております。次に、地域選出の2名につきましては対象物件ごとに地域のまちづくり協議会に推薦を依頼することとし、本件につきましては鎮西地区まちづくり協議会から推薦を受けて選出をしております。最後に、市職員3名につきましては、まちづくりや都市計画に関する部署などの職員から選定するということで、行政経営部長、都市建設部長、まちづくり推進課鎮西交流センター係長を選出しております。その後、近畿大学の先生1名が令和4年度に交代をしておりまして、市職員に関しましても退職に伴ってそれぞれ交代があっております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

そういった経緯で7名が選出されたということですが、この7名の選定委員が審査において配点をしますよね。その配点について詳しく説明願います。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

土地利用計画審査を一次審査といたしまして、まず、事業計画として事業の目的・概要と基本方針の配点を10点、次に、事業実績として提案内容に類似した事業実績の配点を10点、3番目に、事業の実現性として、事業スケジュール及び概算事業費等の配点を20点、4番目に、地域貢献として波及効果の配点を20点、地域との協調の配点を20点、合計で80点満点とし、委員7名の審査点の合計が配点合計の6割以上の応募者を一次審査通過者とすることとしておりました。

次に、二次審査といたしましては、価格について、応募者のうち価格が最高である者を第1位として価格の満点である20点を付与し、その他の応募者の価格点は第1位の価格と当該応募者の価格との比率により算出することとしておりました。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

7人がそういった配点、1人80点満点で、7人おりますので560点あると。この560点の60%が合格点ですから、審査の結果、336点以上あれば今回は合格で採用だということに

なるんだけど、審査した結果、8点上回っていたんですね。352点だったかな。合格まで8点 の余裕があったと。

そこで、どうしてもこの7名の方の配点の仕方が腑に落ちないところがあって、先ほど説明をいただいた事業実績は事務局案を事前に選定委員のほうに通知していますよね。事務局案としては10点満点のうちの4点としたいという提案をされておりますけども、4点とした理由を教えてください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

審査項目のうち事業計画及び事業実績については、選定委員の審査に際して事務局案をお示し する取扱いとしておりました。事業実績につきましては、提出されました土地利用計画書の内容 に基づきまして、事務局案を4点としてご提案したものでございます。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

だから、事務局案としてなぜ4点としたかということなんですが、事業実績の審査内容には、 提案内容と同種類・同規模以上の実績を有しているかいないかを審査するんですよね。今回の土 地利用計画は「分譲します」という計画になっているんですね、土地の分譲。提案者の実績はマ ンション建設等を過去にやって売却した実績があると。これを同種類と判断されたと思うんです けども、この同種類・同規模、同規模は分かるんですね、同じ手法だから。この同種類とは、ど のような定義で同種類と考えられているのかを教えてください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

提出されました土地利用計画書に記載のありました、先ほど言われましたマンションの新築及び売却を、同種類の実績として選定委員の皆様にご提案を差し上げたということでございます。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

今回は土地の分譲だけど、マンションの販売実績があると、売却実績があるということで4点ということなんだけど、先ほど言いました実施要領の6ページには、事業実績を評価するに当たって、過去10年間(平成25年以降)の類似実績を全て記載してくださいと。そして、点数をつけますと。事業計画書を見ますと、確かにマンションを建設して売却されています。これは平成10年だね、1998年、約25年ぐらい前。今回、求めているのは10年以内に実績はありますかということなんですよ。また、その10年以内にはないのに事務局案の実績が4点となっている。選定委員の7名の採点表がありますよね。採点するときの採点表に、この10年以内の実績という文章はもう消えているんですよね。消えているの、書いていないの。過去10年間の類似実績の記載という明示が消されているので、選定委員はこれを知らずして採点したのではないかと。作為的に消していると疑われても仕方のないような現状になっているんですけれども、本来なら、厳密に採点するのであれば、やはり、その実施要領に明記してあるとおり、平成25年以降10年以内の実績を4点ではなく、私は2点になると思うんだけど、だって10年以内に実績がないんだから。

仮に、これが4点ではなくて2点だとしたら、7名が2点マイナスになりますから14点減で しょう。14点マイナスなんですよ。先ほど8点しか余裕がないから、これは合格とはならない。 ですから、その配点によっては事業計画が合格か不合格か可否がはっきりと、重要なポイントな んですよね。何か点数のつけ方が非常に曖昧じゃないかと思いますので、内部検討をよくしてみてください。

続けますが、この委員7名が評価、採点されていますけど、一覧表を見ますと、7名中5名は大体80点満点中の44点から48点、半分強ぐらいの点数、5名の方が40点台の点数をつけてあるんですけども、2名だけ50点台、52点とか56点となっているんですよ。これはうちの審査のほうに部長がちょうど2名入っていますよね。7名中2名だけポーンと高いので、これがうちの部長たちの点数かなと疑われても仕方ないんだけど、私の勝手な想像だけど、部長さんたちが付度したのかと思ったけど、審査当日は議員が申請者、申込者であることを知らなかったという答弁がありましたから、考え過ぎかもしれませんけど、言いたいことは、旧立岩交流センターも採点しているんですね。あそこは同じ7名で100点満点なんですよ。100点満点中、同じ7名のうちの最高得点と最低得点の人、最高は100点満点中の84点をつけているんですよ。最低の人は24点なの。同じ事業計画を評価しながら、84点と24点、60点も違うんだよね。これで本市は採点しているんだけど、よく民間でもやるんだけど、最高点と最低点を削除して採点するといった方法があるんだけども、今後どのような考えで採点していくのか、考えがあれば、教えてください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

これまで、今、議員がおっしゃったような取扱いはしてきておりませんので、他自治体の状況 等を確認し、調査研究を行ってまいりたいというふうに考えます。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

検討してみてくださいよ。7人中2人が84点、24点ってあまりにも極端過ぎて、こんな査 定の仕方があるのかなと。ど素人なのか、ど玄人なのか、分からないような点数のつけ方やね。 その点、もう少し勉強してください。

話が変わりますけど、ちなみに旧立岩交流センターの採点表、先ほど言いましたけども、これには、しっかり実績のところは、過去10年間(平成25年以降)において同種類・同規模以上の実績を有しているかというのはきっちり明記してあるんですよね。だから、明記してある採点表で採点したり、明記していないやつで採点したり、ばらばらな売却のやり方、採点のやり方、これは指摘しておきますので、今後はしっかりと見直してください。平等にやらないといけないと思いますね。

次に行きます。同じく、応募要領、「提出書類(応募申込書、土地利用計画書等)に関する注意事項」というのがあります。(4)に、選定委員、今回でいえば2人の部長が選定委員のメンバーに入っていますが、「選定委員、本件業務に従事する市の職員及び市関係者に対して、所定の方法(質問書による質問、開発許可基準の確認)以外で、応募に関わる不正な接触の事実が認められたときは失格とします」と。要は、選定委員とかうちの部長連中が申込者と不正な接触をしたらいけないよと。守秘義務があるよということですが、これは売却における実施要領に明記してあるんですよね。こういうことをしたら失格にしますよと。ただし、今回の提案者はたまたま当市議会議員ですよ。選定委員に市の職員が2人入っているんですよ。3人なんだけど。そのうち部長が2人入っているんですね。そうすると、去年4月に締め切りました。5月で臨時議会がありました。6月も議会がありました。常任委員会もある。市の職員と市議会議員は幾らでも接触する機会があるじゃないですか。たまたま申込者が議員だったということもあるんだけどね。これは悪魔の証明じゃないけど、そういう話をしていませんと言っても、事前に接触する機会がある以上はそういう話があったかもしれない。いろんな情報を事前に聞くことも可能でしょう。

ということは、この実施要領のこの禁止条項を担保できないと考えるんですけども、その点をお 尋ねしたいんだけど、その前の確認もちょっと部署が変わっているんですけど、選定委員として 入られた東部長と大井部長かな、今言ったように接触しますよね。記憶でいいけど何回ほど申込 議員と接触しましたか。分かれば、お答えください。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

今、質問者からるる意見がございましたが、その点も踏まえまして、今後、参考に研究してま いりたいというふうに考えます。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

答えられなかったけど、会っちゃいかんとは言っていないんだよ。会う機会があるから、何回か会うでしょう。会ったやろうという確認を取りたかっただけであって、それとか4月の申込みが終わって、7月7日に審査会が開かれて採点が行われるんだけど、その間、外部で飲食を共にしたりされているでしょう。そういうのが担保できないので、市の職員と議員という売手側と買手側が同席するんだから、この条項を踏まえて、そういった場合は、前回、川上議員が質問したのかな、選定委員のメンバーを変えるべきじゃないかということに対しては、その都度その都度で変えるようなことはしないと言ったけども、仮に、今のような状況の場合は、市の職員はちょっとまずいなというぐらいの考えは執行部にあっていいと思いますよ。そのときは、市職員を守るがためにもやはり関与しない部外者を入れるべきだと、ここは注意しておきます。

続きまして、このままいきますが、また内容に関して質問しますが、同じ実施要領の中の6ページの(10)提出する土地利用計画、今回出ていますね、この内容が関係法令(都市計画法、建築基準法等)に適合した事業であることを応募者自らの責任において応募までに必ず関係機関に確認して申込みをしてくださいとなっているんですよね。提案者が議員でしたが、関係機関にしっかりと確認して提案書を提出されたのか、市のほうは提案書の確認を取られていますか。○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

提案者が事業の実現性を検討、調査、確認を行われた後に土地利用計画を提出されるものと考えますので、市のほうから確認は行っておりません。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

確認は行っていないんだろうけど、実施要領の中にちゃんと確認してくださいと書いている以上は、申込みがあったときにちゃんと確認されましたかというのは、確認すべきだと思います。 万が一、確認せずにそのまま実施計画を上げられてきて、途中、今回の場合でいけば、契約まで終わった後に法に接するようなところが出てきたときには、市の責任も問われるということになる可能性がありますので、その点をまた十分注意してください。

続けていきます。先ほど言いましたとおり、特に開発行為とかマンションを建設するとかになりますと、かなりいろんな法の制約を受けます。これは売手責任というのがありますが、売手側もしっかりとその点はチェックしておかないと、先ほど言いましたとおり、後で売った側の責任を問われても仕方ない、厳重注意して事業を行ってください。今回、新しく部長、課長は替わっていますので、今後も売却があるかと思いますので、その点は注意してください。

前回も確認しておくように申し上げたんですけども、宅地建物取引業法は大丈夫なのかという

質問をしました。一個人が土地を購入して宅地分譲して売却する行為は宅建業法上、違反ではないかと私が指摘しておりましたけども、以前、前部長の答弁では、一括して不動産業者に売却するから問題ないというような答弁でしたけども、選定委員のほうから質問が出ていますよね、事業計画に対して。手元にありますか。その質問の中に宅地売却の見込みスケジュールをお示しくださいとなっておりましたけども、スケジュールはどのように回答されていますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

質問に対する回答としましては、宅地売却スケジュールは令和9年2月から令和10年7月までの1年6か月程度を予定していますという回答となっています。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

1年半かけて宅地分譲、売却しますと、1年半で売却すると回答されています。2ページでは造成工事完了後、住宅メーカーと連携し、上記計画を実現しますと。また、6ページには市内不動産業者に売却しますと記載されており、整合性が取れていないのではないか、どちらか明確に回答してくださいという質問を選定委員のほうが出されております。それに対する回答はどのようになっていますか。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

その質問に対しての回答は、宅地売却は1者の事業者を想定しているわけではなく、複数の不動産業者や住宅メーカーへ売却する予定としています。飯塚市の経済の活性化に寄与するため、売却は市内事業者を優先的に考えていますと回答しています。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

それはご本人が回答しているんですよね。前部長は一括して売るから問題ないと。これは1者の事業者を想定しているものではないと。複数の不動産業者や住宅メーカーへ売却する予定だということになると、やはり、継続的に売却していくというのは、宅建業法違反になるということを指摘しておきますよ。宅建業法違反になると刑事罰ですよね。3年以下の懲役または300万円以下の罰金かな、もしくは両方科される。だから、刑事罰を伴うような開発行為に対しては、本市はもうちょっとしっかりと審査するべきだと思います。両部長が入っていて、ここが分からないということになると、宅建業法が分からないとなると、これは審査選定委員の資格が私はないと思うんですよ。今後、市の職員ではなくて、宅建業法に精通した人とか、弁護士とか、専門員を入れて、今後、審査をしっかりとやっていってもらいたいと思うんですけども、その考え、最後にご答弁をお願いします。

○議長(江口 徹)

行政経営部長。

○行政経営部長(福田憲一)

ただいま質問者よりご意見がありましたけども、それを踏まえまして、他市の状況等も確認した中で研究していきたいというふうに考えております。

○議長(江口 徹)

23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

今後も、まだ本市の公有財産はいろんな売却物件が出てくると思います。第2駐車場にしてもしかりですよね。また、別の機会があれば、売却についてはいろいろと質問していきたいと思いますが、公有財産は市民の共有財産です。しっかりと、みんなの財産ということ、そういった観点から執行部は真剣に売却をしていただきますようお願いして、終わります。ありがとうございました。

○議長(江口 徹)

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明6月20日に一般質問をいたした いと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

午後 3時51分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1番 江口 徹

10番 田中武春

2番	兼	本 芳	雄	17番	吉	松	信	之
4番	赤	尾嘉	則	18番	吉	田	健	_
5番	光	根正	宣	19番	田	中	博	文
6番	奥(山	<u> </u>	20番	鯉	Ш	信	$\vec{=}$
7番	藤	間隆	太	21番	城	丸	秀	髙
8番	藤	堂	彰	22番	秀	村	長	利
9番	佐原	藤清	和	23番	小	幡	俊	之

16番 土居幸則

 1 1番
 川
 上
 直
 喜
 2 6番
 瀬
 戸
 元

 1 3番
 田
 中
 裕
 二
 2 7番
 坂
 平
 末
 雄

24番

金子加代

14番 石川 華子 28番 道祖 満

(欠席議員 2名)

15番

3番 深町善文

永 末 雄 大

12番 田中英美

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二 石 記 人

議会事務局次長 上 野 恭 裕 議事調査係長 渕 上 憲 隆

議事総務係長 安藤 良 書 記 宮山哲明

書 記 林 里美 書 記 奥 雄介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一 経済政策推進室長 早 野 直 大

副 市 長 久 世 賢 治 都市建設部次長 中 村 章

副 市 長 藤 江 美 奈 企 業 局 次 長 今 仁 康

教 育 長 桑 原 昭 佳

企業管理者 石田慎二

総務部長許斐博史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小川敬一

市民環境部長 長尾 恵美子

経済部長 兼丸義経

こども未来部長 林 利恵

福祉部長東剛史

都市建設部長 大井慎二

教育部長 山田哲史

市民協働部次長 内 田 博 茂

公営競技事業所長 松尾修二